

平成 26 年度  
小型電子機器等リサイクルシステム  
構築実証事業運営業務（東北地方）  
報告書

平成 27 年 3 月  
環境省東北地方環境事務所  
(契約者) 株式会社環境管理センター

## 要 旨

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下「小型家電リサイクル法」）という。が平成 25 年 4 月から施行されたことを受け、関係省庁及び自治体においては、家庭より排出される使用済小型家電（デジタルカメラ、携帯電話等）の回収のための体制整備が順次行なわれている。

本業務では、環境省「平成 26 年度小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」の市町村提案型において採択された青森県つがる市、五戸町、六戸町、新郷村（以下「対象市町村」という。）について、使用済小型家電のリサイクルシステムを構築することを目的とし、対象市町村の事業運営を支援した。

以下にその概要を記す。

### **(1) 効率的なリサイクルシステムの構築**

対象市町村ごとに、具体的な回収作業の手段や回収ボックスの設置箇所、回収対象品目等について検討し、効率的なリサイクルシステムを構築するために必要な機材の手配や排出者となる住民への効果的な周知内容を検討した。

### **(2) 住民への周知**

使用済小型家電の回収の意義を住民や事業者に理解してもらうことを目的とし、回収ボックスの掲示物、ちらし、のぼりを作成した。

### **(3) 中間処理事業者の選定及び運搬**

中間処理については、使用済小型家電を周辺の生活環境保全上の支障が生じることの無いように処理することができ、かつ対象市町村等の要件に合致して処理を実施できる者を選択した。

### **(4) 回収された使用済小型家電の計測**

対象市町村等ごとに回収された使用済小型家電を品目別に分別し、その数量及び重量を計測した。

本実証事業期間中には対象市町村等全体で 2,144.60kg の使用済小型家電を回収した。

また、対象市町村等とそれぞれ協議の上、必要に応じて中間処理事業者と連携し、対象市町村等ごとに解体、選別された基板類、非鉄金属等の重量を計測した。

本実証事業期間中に回収された使用済小型家電から基板の回収量は 140.6kg（推計値含む）で、回収された使用済小型家電全体の約 6.6% であった。

### **(5) 業務の実施に係る会議の開催**

対象市町村及び対象市町村の存する県、中間処理事業者等を招集し、対象市町村による使用済小型家電回収前及び全体とりまとめ時に各 1 回会議を開催した。

### **(6) 全体とりまとめ**

業務に伴うボックスの設置状況、回収物の種類、数量及び重量、住民への周知の方法などの成果をとりまとめた。また、より高い回収率が得られ、実現可能な回収方法について、地域ごとの考察を加え、課題や方策についてとりまとめを実施した。

最後に、本業務の実施に当たり御協力をいただいた方々に厚く御礼を申し上げる。

## 目 次

1. 事業概要.....	1
1-1. 本実証事業の目的.....	1
1-2. 本実証事業と連携する対象市町村.....	1
1-3. 運営業務内容.....	2
1-4. 工程表.....	3
2. 実証事業の結果報告.....	4
2-1. 効率的なリサイクルシステムの構築.....	4
2-1-1. 物品仕様等.....	5
2-1-2. 回収対象品目.....	12
2-2. 効果的な住民への周知.....	14
2-2-1. ちらし.....	14
2-2-2. のぼり.....	15
2-2-3. その他の広報.....	16
2-3. 中間処理事業者の選定及び運搬.....	17
2-3-1. 中間処理事業者の選定.....	17
2-3-2. 運搬業者の選定.....	19
2-4. 回収された使用済小型家電の計測結果.....	20
2-4-1. つがる市.....	21
2-4-2. 五戸町.....	26
2-4-3. 六戸町.....	32
2-4-4. 新郷村.....	37
2-5. 業務の実施に係る会議の開催.....	43
3. 全体とりまとめ.....	45
3-1. 実証事業全体の回収量について.....	45
3-2. 対象市町村の回収量に対する目標値.....	48
3-3. リサイクルシステム構築に際しての課題.....	50
3-4. まとめ.....	52

添付資料 1 物品リスト

添付資料 2 広報物事例

添付資料 3 物品等の使用状況

添付資料 4 対象市町村における回収品目別計数・計量表

## 1. 事業概要

### 1-1. 本実証事業の目的

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下「小型家電リサイクル法」という。）が平成25年4月から施行されたことを受け、関係省庁及び自治体においては、家庭より排出される使用済小型家電（デジタルカメラ、携帯電話等）の回収のための体制整備が順次行われている。

本業務では、環境省「平成26年度小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」の市町村提案型において採択された青森県内の4市町村を対象として、使用済小型家電のリサイクルシステムを構築することを目的とし、対象市町村の事業運営を支援した。

### 1-2. 本実証事業と連携する対象市町村

本実証事業の対象市町村の概要を表1-1に示す。また、対象市町村の位置図を図1-1に示す。

表 1-1 対象市町村の概要

No.	地域名	対象市町村	人口 (人)	世帯数	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
1	青森県	つがる市	35,534	13,530	253.85	140
2		五戸町	18,792	7,025	177.82	106
3		六戸町	10,883	4,099	84.06	129
4		新郷村	2,823	946	150.85	19

※総人口及び世帯数は平成26年1月1日住民基本台帳人口・世帯数、平成25年（1月1日から12月31日まで）人口動態（市区町村別）（総計）・総務省、面積は平成25年全国都道府県市区町村別面積調平成25年10月1日時点・国土交通省国土地理院を引用した。

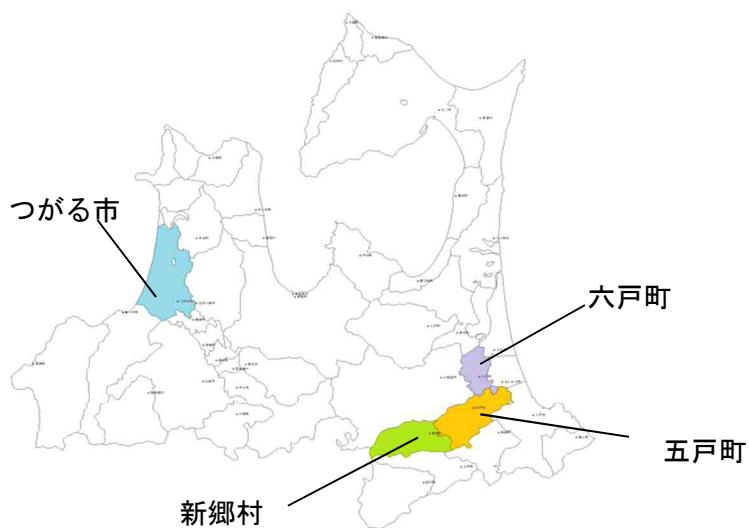


図 1-1 対象市町村の位置図（概略）

### 1-3. 運営業務内容

本業務では次の（1）～（6）を実施した。

#### （1）効率的なリサイクルシステムの構築

対象市町村ごとに、具体的な回収作業の手段や回収ボックスの設置箇所、回収対象品目等について検討し、効率的なリサイクルシステムを構築するために必要な機材の手配や排出者となる住民への効果的な周知内容を検討した。

#### （2）住民への周知

使用済小型家電回収の意義を住民や事業者に理解してもらうことを目的とした対象市町村の普及啓発活動を支援した。

#### （3）中間処理事業者の選定及び運搬

中間処理については、使用済小型家電を周辺の生活環境保全上の支障が生じることの無いように処理することができ、かつ対象市町村等の要件に合致して処理を実施できる者を選択した。

#### （4）回収された使用済小型家電の計測

対象市町村等ごとに回収された使用済小型家電を品目別に分別し、その数量及び重量を品目別に計測した。また、対象市町村等と協議の上、必要に応じて中間処理事業者と連携し、対象市町村等ごとに解体、選別された基板類、非鉄金属等の重量を計測し、再資源化後の金属等の回収量についての考察を実施した。

#### （5）業務の実施に係る会議の開催

対象市町村及び対象市町村の存する県、中間処理事業者等を招集し、対象市町村による使用済小型家電回収前及び全体とりまとめ時に各1回会議を開催した。

#### （6）全体とりまとめ

##### ア) 業務結果の報告

業務に伴う、ボックスの設置状況、回収物の種類、数量及び重量、住民への周知の方法などの成果のとりまとめ、その結果に関する考察を実施した。

##### イ) 地域ごとの考察

ア) の結果を用いて、より高い回収率が得られ、実現可能な回収方法について、地域ごとの考察を加え、課題や方策についてとりまとめを実施した。

#### 1-4. 工程表

本実証事業は契約終了後、直ちに開始し、物品の仕様決定及び製作を行った。工程表を表 1-2 に示す。

表 1-2 工程表

年月日 作業内容	H26 年 6 月		H26 年 7 月		H26 年 8 月		H26 年 9 月		H26 年 10 月	
	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20
効率的な回収方法の構築									五戸町・六戸町・新郷村回収期間	つがる市回収期間
住民への周知										
回収された使用済小型家電の計測										
中間処理施設の選定及び運搬										
業務の実施に係る会議の開催							開始前会議 8/28			
全体とりまとめ										
年月日 作業内容	H26 年 11 月		H26 年 12 月		H27 年 1 月		H27 年 2 月		H27 年 3 月	
	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20
効率的な回収方法の構築			五戸町・六戸町・新郷村回収期間							
住民への周知			つがる市回収期間							
回収された使用済小型家電の計測										
中間処理施設の選定及び運搬				初回搬出				搬出 2 回目		
業務の実施に係る会議の開催									とりまとめ時会議 2/24	
全体とりまとめ										

回収期間：五戸町、六戸町、新郷村は平成 26 年 9 月 1 日～27 年 1 月 31 日、つがる市は平成 26 年 10 月 1 日～27 年 1 月 31 日

実証事業運営業務契約期間：平成 26 年 6 月 20 日～27 年 3 月 20 日

## 2. 実証事業の結果報告

### 2-1. 効率的なリサイクルシステムの構築

小型家電リサイクル法に基づき、使用済小型家電リサイクルシステムを構築し、運用するに当たり、対象市町村では例えば保管場所の有無、ピックアップ回収の場合は作業者の確保が可能かなど、それぞれの状況に応じてどのような回収方法が適しているかの検討を行った。本実証事業における対象市町村の回収方法を表2-1に示す。

本実証事業では、回収方法は対象市町村全てにおいてボックス回収とし（つがる市では最終処分場において持回収も併せて実施）、対象市町村ごとに具体的な回収作業の手段や回収ボックスの設置箇所等について、対象市町村及び環境事務所とともに検討した。ボックス回収以外の回収方法については、本実証事業の結果をもとに、今後検討する課題とした。

また、本実証事業終了後も対象市町村が継続して使用済小型家電リサイクルシステムを運用することを念頭に、回収量の確保及び事業の採算性も考慮して回収対象品目の選定を行い、使用済小型家電を効率よく回収するために必要な機材の手配や排出者となる住民への効果的な周知内容を検討した。

表 2-1 対象市町村の回収方法

No.	地域名	対象市町村	回収方法	地点数	施設名	住所
1	青森県	つがる市	ボックス回収	5	市役所庁舎	つがる市木造若緑 61-1
					柏分庁舎	つがる市柏桑野木田福井 20-4
					つがる出張所内 (イオンモールつがる柏)	つがる市柏稻盛幾世 41
					稻垣出張所	つがる市稻垣町豊川宮川 31-1
					車力出張所	つがる市車力町花林 65
		持回収	持回収	3	木造・稻垣一般廃棄物最終処分場	つがる市木造菰槌三好野 125-44
					森田一般廃棄物最終処分場	つがる市森田町大館八重菊 22-5
					車力一般廃棄物最終処分場	つがる市車力町屏風山 1-1020
		五戸町	ボックス回収	4	町役場庁舎	五戸町字古館 21-1
					川内支所	五戸町大字上市川字中坪 1-1
					浅田支所	五戸町大字浅水字浅水 119
					倉石支所	五戸町大字倉石中市字上ミ平 19-1
3		六戸町	ボックス回収	2	町役場庁舎	六戸町大字犬落瀬字前谷地 60
					おいらせ農業協同組合 六戸支店	六戸町大字犬落瀬字柴山 2-62
4		新郷村	ボックス回収	2	村役場庁舎	新郷村大字戸来字風呂前 10
					西越地区公民館	新郷村大字西越字日向 26-1

## 2-1-1. 物品仕様等

### (1) 回収ボックス

対象市町村に設置した回収ボックスの個数と注意事項の説明などをデザインした回収ボックスのシールの数量を表2-2に示す。

本実証事業では、投入口は1か所の回収ボックスを使用した。回収対象品目としてはDVD・ビデオデッキや据置型のゲーム機が含まれるため、投入口の大きさは縦15cm×横25cmとし、抜き取り防止のための返しを付けた。

表2-2 対象市町村に設置した回収ボックス及びボックス用シール等

No.	地域名	対象市町村	品名	数量	備考	
1		つがる市	回収ボックス	5台	—	
			ボックス用シール	3種類 ×5枚	回収ボックス前面、注意事項、 小型家電リサイクルマーク	
2	青森県	五戸町	回収ボックス	4台	—	
			ボックス用シール	2種類 ×4枚	回収ボックス前面、注意事項	
3		六戸町	回収ボックス	2台	—	
			ボックス用シール	3種類 ×2枚	回収ボックス前面、注意事項、 小型家電リサイクルマーク	
4		新郷村	回収ボックス	2台	—	
			ボックス用シール	3種類 ×2枚	回収ボックス前面、注意事項、 小型家電リサイクルマーク	

また、ボックス本体や回収物の盗難を防止するため、施錠可能なものとし、設置場所は常時職員のいる施設の屋内に設置した。対象市町村の回収ボックス設置場所を表 2-3 に、回収ボックスの設置例を図 2-1 に示す。

表 2-3 回収ボックス設置場所一覧

No.	地域名	対象市町村	施設名	住所	
1	青森県	つがる市	市役所庁舎	つがる市木造若緑 61-1	
			柏分庁舎	つがる市柏桑野木田福井 20-4	
			つがる出張所 (イオンモールつがる柏)	つがる市柏稻盛幾世 41	
			稻垣出張所	つがる市稻垣町豊川宮川 31-1	
			車力出張所	つがる市車力町花林 65	
2		五戸町	町役場庁舎	五戸町字古館 21-1	
			川内支所	五戸町大字上市川字中坪 1-1	
			浅田支所	五戸町大字浅水字浅水 119	
			倉石支所	五戸町大字倉石中市字上ミ平 19-1	
3		六戸町	町役場庁舎	六戸町大字犬落瀬字前谷地 60	
			おいらせ農業協同組合 六戸支店	六戸町大字犬落瀬字柴山 2-62	
4		新郷村	村役場庁舎	新郷村大字戸来字風呂前 10	
			西越地区公民館	新郷村大字西越字日向 26-1	

五戸町倉石支所では、平成 26 年 9 月の回収開始時点ではロビーに設置したが、入口よりやや離れており、認識されにくいのではないかという意見から、12 月に支所入口の風除室内に設置場所を移動した。

六戸町では、当初、町役場庁舎以外に、利用者の利便性を考慮して 24 時間立ち入り可能な施設（農協倉庫）にも回収ボックスを設置することを検討していたものの、本実証事業で提供する回収ボックスは屋内に設置することを前提として作成していることから、管理上の懸念から、町役場庁舎との距離は近いが屋内に設置可能なおいらせ農業協同組合六戸支店を最終的に選定した。



つがる市役所



五戸町役場



六戸町役場



新郷村役場

図 2-1 回収ボックスの設置例

## (2) 回収ボックス掲示物に関する工夫

回収ボックスの前面にはごみなどの誤投入を防ぐため、「使用済小型家電回収ボックス」と明記し、主な回収対象品目のイラストを掲載した。看板や回収ボックス本体の上部には、使用済小型家電回収に際して、排出者に認識を促すべき注意点を明記したシールを作成し、貼付した。本実証事業での掲示物には記載していないが、この他に、梱包材やビニール袋には包まずに投入することを促すなどの注意点が想定される。掲示物注意点の概要を表 2-4 に、回収ボックス掲示物例を図 2-2 に示す。

表 2-4 掲示物注意点の概要

注意点の概要	目的
個人情報は排出者が各自消去すること	回収後も、各自治体、中間処理事業者で適切に保管及び処理されることを前提とする。ただし、排出者としても個人情報が含まれる使用済小型家電があることを認識した上で、各自の責任で消去してから回収ボックスに投入することを促す。
電池の排出方法	乾電池は「燃やすごみ」、二次電池は「販売店等で回収」等自治体によって回収ルートが異なる場合がある。また、特に充電池は、保管から中間処理の過程において、発火の恐れがあることなどから、使用済小型家電本体とは別に回収・処理が必要なため。
投入後の返却不可	回収ボックスは設置されている施設の利用時間内であればいつでも誰でも投入することができるというメリットがあるが、逆に言えば、確実に投入者を特定することは不可能である。返却を求められた際に投入者以外の者に渡してしまう等のトラブルの可能性がある。
家電リサイクル法対象品目は回収不可	家電リサイクル法対象品目は小型家電リサイクル法の対象外であることを示す。
業務用品、事業者からの排出物は回収不可	小型家電リサイクル法の適用範囲は家庭から排出されるものであることを示す。
回収対象品目以外のものは投入不可	回収対象品目は採算性、保管・管理の可、不可等、対象市町村ごとに検討し、引渡し先となる中間処理事業者との協議により決定している。品目によっては処理費用が発生することも想定されることから、回収対象品目以外を投入されないようにするため。



図 2-2 回収ボックス掲示物例

### (3) 広報物品等

回収ボックスを目立たせるためののぼり、回収方法や回収対象品目等を周知するためのちらしの数量等を表 2-5 に示す。なお、内容については、「2-2 効果的な住民への周知」の項で報告する。

表 2-5 対象市町村の広報物品等

No.	地域名	対象市町村	品名	数量	備考
1	青森県	つがる市	のぼり	8 本	回収ボックス側面、処分場に設置
			チラシ	15,000 枚	10 月に全戸配布
2		五戸町	のぼり	4 本	回収ボックス側面に設置
			ちらし	7,000 枚	8 月に全戸配布
3		六戸町	のぼり	2 本	回収ボックス側面に設置
			ちらし	4,500 枚	8 月に全戸配布
4		新郷村	のぼり	2 本	回収ボックス側面に設置
			ちらし	1,000 枚	8 月に全戸配布

#### (4) その他の物品

回収ボックスで回収した使用済小型家電は、回収量に応じて対象市町村の職員が一時保管場所に運搬し、中間処理事業者に引き渡されるまでの間保管した。回収ボックスからの運搬や一時保管に使用したその他の物品数量等を表2-6に、その他の物品の例を図2-3に示す。

表2-6 その他の物品数量等

No.	地域名	対象市町村	品名	数量	備考
1		つがる市	メッシュパレット	6台	3か所の最終処分場で2台ずつ使用
			フレコンバック	20枚	保管時、引渡し時に使用
2	青森県	五戸町	選別用カート	3台	一時保管に使用
			運搬用コンテナ	10個	回収ボックスからの運搬に使用
3		六戸町	—	—	—
4		新郷村	選別用カート	1台	一時保管に使用
			運搬用コンテナ	10個	回収ボックスからの運搬に使用



メッシュパレット



フレコンバック



選別用カート



運搬用コンテナ

出典：山崎産業(株)2014環境用品総合カタログ、トラスコ中山(株)オレンジブック.Com

図2-3 その他の物品の例

## 2-1-2. 回収対象品目

回収対象品目の選定に当たっては、対象市町村の計画に基づき、引渡し先となる中間処理事業者と協議の上決定した。選定に当たっての留意点を表2-7に示す。また、対象市町村における回収対象品目を表2-8に示す。

表 2-7 回収対象品目選定に当たっての留意点

留意点	理由
回収方法による制限	ボックス回収の場合、投入口の大きさにより入らないものがある。投入口に入らないものを窓口で受け取る場合、対応する人員の確保と保管場所の確保が必要。
保管場所の有無	使用済小型家電の中でも、炊飯器、電子レンジ、プリンター、デスクトップ型パソコン等は比較的大型であり、回収した後一時保管するための場所の確保が必要。
個人情報を含む品目の取扱い	携帯電話、パソコン等は個人情報保護の観点から、より厳重な管理が必要。
衛生面	炊飯器等の調理用家電や家庭用医療機器は食品残渣や感染性物質が混入する恐れがある。
安全面	ストーブ、ファンヒーターは石油などの燃料が含まれている恐れがある。電動工具等は刃がついているものもあり、回収ボックスからの運搬、保管時にけがをしないよう取扱いに注意が必要。
採算性	基板がほとんど使われていないもの、構成部材のほとんどがプラスチック、布、木材等の場合、資源としての利用価値は低くなる。ただし、最終処分場の延命という目的からは、比較的大型の使用済小型家電も回収対象とし、回収量を増やすことを検討する。
処理費用の有無	フロンガスを含む除湿器などは処理費用が必要になる。

表 2-8 対象市町村における回収対象品目

分類名(法制度対象品目・28分類)	つがる市	六戸町	五戸町・新郷村
	具体例	具体例	具体例
1 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	ルーター モ뎀	電話機(親機、子機) ファクシミリ ルーター モ뎀	電話機 ファクシミリ
2 携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具	携帯電話端末(PHS端末、スマートフォン含む) タブレット端末 カーナビ ETC車載ユニット VICSユニット	携帯電話端末(PHS端末、スマートフォン含む) タブレット端末 カーナビ ETC車載ユニット VICSユニット	携帯電話端末(PHS端末、スマートフォン含む) タブレット端末 カーナビ ETC車載ユニット VICSユニット
3 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機	カーラジオ	ラジオ	ラジオ
4 デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDレコーダーその他の映像用機械器具	BD/DVD/ビデオのレコーダー/プレーヤー HDDレコーダー/プレーヤー BS/CSTアンテナ CS専用アンテナ CSデジタルチューナー 地上デジタルチューナー ケーブルテレビ用セットトップボックス デジタルカメラ ビデオカメラ ビデオプロジェクション プロジェクタ カーディスク カーブル カーラーテレビ	BD/DVD/ビデオのレコーダー/プレーヤー HDDレコーダー/プレーヤー デジタルカメラ ビデオカメラ	BD/DVD/ビデオのレコーダー/プレーヤー チューナー セッットトップボックス デジタルカメラ ビデオカメラ カーラーテレビ カーチューナー
5 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	CD/MDのレコーダー/プレーヤー ICプレーヤー/レコーダー デジタルオーディオプレーヤー アンプ スピーカーシステム カーステレオ カーセンターアンプ カースピーカー	CD/MD/カセットテープのレコーダー/プレーヤー ICプレーヤー/レコーダー デジタルオーディオプレーヤー ヘッドホン/イヤホン ラジカセ カーステレオ	CD/MD/カセットテープのレコーダー/プレーヤー ICプレーヤー/レコーダー デジタルオーディオプレーヤー ヘッドホン/イヤホン 補聴器 カーオーディオ
6 パーソナルコンピュータ	セットトップPC ノートPC		
7 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置	SDカード USBメモリ ハードディスクドライブ(外付型/内蔵型)	SDカード コンパクトフラッシュ ハードディスクドライブ(外付型/内蔵型)	USBメモリ メモリーカード ハードディスクドライブ(外付型/内蔵型)
8 プリンターその他の印刷装置	フォトプリンタ プリンタ		
9 ディスプレイその他の表示装置			
10 電子書籍端末			電子書籍端末
11 電動ミシン	家庭用ミシン		
12 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	その他電動工具 電気ドリル 電気のこぎり	インパクトドライバー 電気ドリル	
13 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具		電子辞書 電子手帳 電卓	電子辞書 電卓
14 ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具		体脂肪計 体重計	電子血圧計 電子体温計
15 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具			
16 フィルムカメラ		フィルムカメラ	フィルムカメラ
17 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具	換気扇 クッキングヒーター 食器洗い乾燥機 炊飯器 電子レンジ トースター ホットプレート ミキサー		
18 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具	除湿機 扇風機 電気温水器		
19 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具	電気アイロン 電気掃除機		
20 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具	電気暖房機		
21 ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具			電気カミソリ 電気カミソリ洗浄機 電気バリカン 電動歯ブラシ ヘアーアイロン ヘアードライヤー
22 電気マッサージ器			
23 ランニングマシンその他の運動用電気機械器具			
24 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具			
25 蛍光灯器具その他の電気照明器具	電気照明器具		懐中電灯
26 電子時計及び電気時計			時計
27 電子楽器及び電気楽器			
28 ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具	据置型ゲーム機 携帯型ゲーム機	据置型ゲーム機 携帯型ゲーム機	据置型ゲーム機 携帯型ゲーム機 ミニ電子ゲーム機
29 その他	ACアダプタ 充電器 リモコン ケーブル類(プラグ・ジャック等含む) 家庭用生ごみ処理機	ACアダプタ 充電器 リモコン ケーブル類(プラグ・ジャック等含む) 電子基板	ACアダプタ 充電器 リモコン ケーブル類(プラグ・ジャック等含む)

※網掛けは当該市町村において、本実証事業での回収対象品目としていない品目であることを示す。

## 2-2. 効果的な住民への周知

### 2-2-1. ちらし

本実証事業で実施、作成したちらし、のぼり等広報用の物品数量等は前述の表2-5に示したとおりである。ちらしの記載内容の枠組みを図2-4に、対象市町村と記載したちらし記載内容の概要を表2-9に示す。

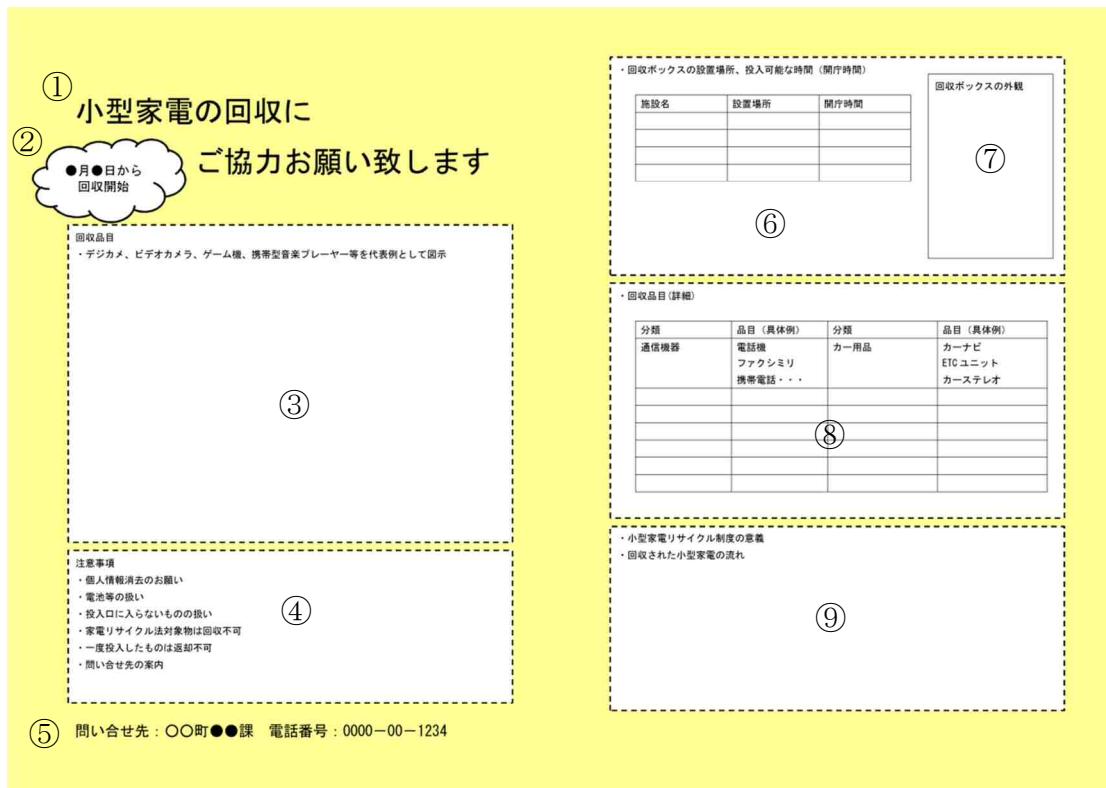


図2-4 らし枠組み例

表2-9 らし記載内容の概要

番号	項目	概要
①	表題	使用済小型家電の回収開始
②	日程	回収開始の日程
③	回収品目	代表的なもの、優先して集めたいもののイラスト
④	注意事項	個人情報の削除、電池の取扱い、投入後の返却不可など
⑤	問い合わせ先	不明点の問い合わせ先、担当課連絡先
⑥	設置場所	設置施設名、設置場所（住所、施設内の位置）、施設の利用時間
⑦	回収ボックスの外観	設置する回収ボックスの写真、イラスト
⑧	回収品目	分類ごとの具体例、回収品目の表
⑨	制度の概要、意義	小型家電リサイクル法の主目的、回収した使用済小型家電の流れ

ちらしには、回収対象品目や回収ボックスの外観についてイラスト等を用いて記載し、年代や性別によらずできるだけ多くの人にわかりやすいように留意した。また、六戸町では、より親しみやすいデザインにするため、町のキャラクター「メイプルくん」を利用した。つがる市では、回収対象品目をわかりやすくするため、詳細を記載した表では回収対象品目をあいうえお順で表示した。

作成したちらしは対象市町村で全戸配布したほか、市町村庁舎の窓口などにも設置した。ちらしの詳細は添付資料に示す。

## 2-2-2. のぼり

回収ボックスを施設内に設置する場合、その他の回収ボックスと並べて設置する、あるいは書架などの隣に設置することもあるが、のぼりと一緒に設置することによって目につきやすくすることができる。そのため、あらかじめ回収ボックスにのぼり受けを付け、回収ボックスとのぼりをあわせて設置した。作成したのぼりを図2-5に示す。



図 2-5 のぼり

## 2-2-3. その他の広報

つがる市と六戸町では、回収実施前や実施後の周知方法として、ちらしの全戸配布のほかに、ホームページへの掲載を行った。六戸町でのホームページ掲載例を図 2-6 に示す。

The screenshot shows the homepage of the Rokunohe Town website. The header features the town's logo and name in English. A large banner at the top right promotes the town as a "place where people and the land of blessings meet" and "a comfortable and moving residence point". Below the banner, there are several navigation links: Top Page, Life, Disaster Prevention, Health, Welfare, Raising Children, Town, Environment, Education, Culture, Sports, Industry, Business, and Town Administration. A breadcrumb navigation shows the user is on the 'Recycling Bin' page under the 'Disaster Prevention' section. The main content area is titled 'Use of small household electrical equipment recycling box' and includes a photograph of the recycling bin at the town hall. To the right, there is a sidebar with links to various town services and a QR code for the mobile version of the website.

図 2-6 ホームページ掲載例（六戸町）

## 2-3. 中間処理事業者の選定及び運搬

### 2-3-1. 中間処理事業者の選定

中間処理については、使用済小型家電を周辺の生活環境保全上の支障が生じることのないよう処理することが求められることから、対象市町村の要件・希望に合致して処理を実施できる者とした。対象市町村の引渡し先中間処理事業者を表 2-10 に、対象市町村と中間処理事業者の位置（概略）を図 2-7 に示す。また、市町村が認定事業者以外の中間処理事業者に使用済小型家電を引き渡す場合、その事業者が適切に使用済小型家電を再資源化できる事業者であるかを確認する必要がある。参考として、引渡し先としての適切性の確認項目を表 2-11 に示す。

また、中間処理施設への運搬費は、本実証事業では対象となっているが、実証期間終了後は対象市町村の負担となる。そのため、選定に当たっては、本実証事業終了後の収集運搬費に配慮し、可能な限り近傍に位置する施設とした。

表 2-10 対象市町村の引渡し先中間処理事業者

No.	地域名	対象市町村	中間処理事業者	搬入先施設所在地	小型家電リサイクル法に基づく認定事業者の認定番号
1	青森県	つがる市	(株)青南商事	青森県弘前市	—
2		五戸町	東北東京鉄鋼(株)	青森県八戸市	認定番号：第 40 号
3		六戸町	(株)エコリサイクル	秋田県大館市	認定番号：第 15 号
4		新郷村	東北東京鉄鋼(株)	青森県八戸市	認定番号：第 40 号

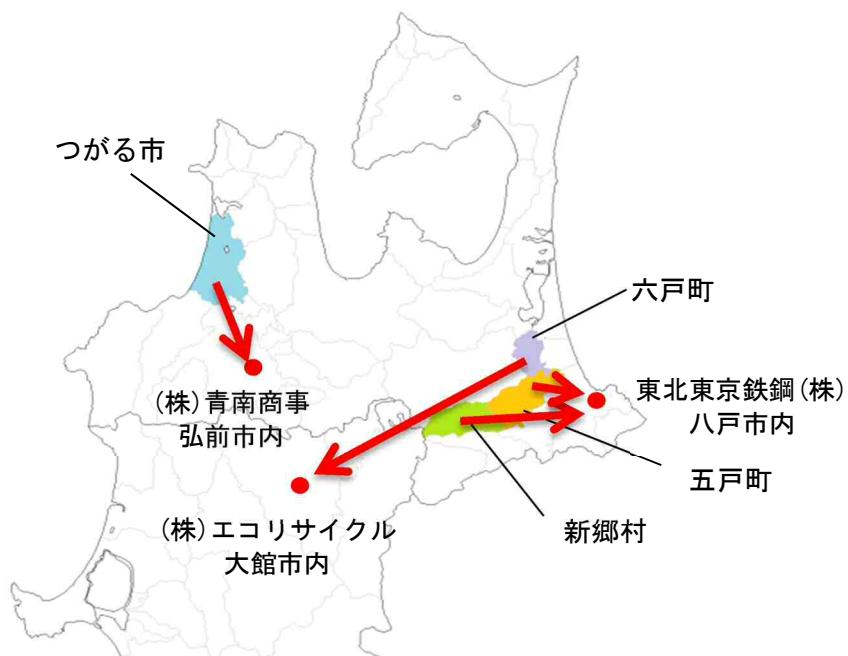


図 2-7 対象市町村と中間処理事業者の位置（概略）

表 2-11 認定事業者以外の再資源化事業者の適切性の確認項目（参考）

確認項目	内 容
事業の内容 (法第10条 第3項第1号)	<p>＜確認内容＞</p> <p>施行規則第四条で定める再資源化事業の内容の基準に適合しているか確認。</p> <p>＜確認方法＞</p> <p>必要書類の提出を求め、確認。実際に現場に立ち入り調査を行うことが望ましい。</p>
者／施設の能力 (法第10条 第3項第3号)	<p>＜確認内容＞</p> <p>施行規則第六条で定める者的能力、施設の能力に適合しているか確認。</p> <p>＜確認方法＞</p> <p>必要書類の提出を求め、確認。実際に現場に立ち入り調査を行うことが望ましい。</p>
欠格要件 (法第10条 第3項第4号)	<p>＜確認内容＞</p> <p>法第十条第三項第四号に規定する欠格要件に該当する者でないか確認。</p> <p>＜確認方法＞</p> <p>必要な書類の提出を求め、確認。</p>
廃棄物処理法の遵守	<p>＜確認内容＞</p> <p>廃棄物である使用済小型電子機器等を処理委託する場合は、廃棄物処理法の各規定に適合していることを確認。</p> <p>＜例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般廃棄物処理施設の施設設置許可を持っているかを確認する（若しくは、許可不要施設であるか否か確認）。</li> <li>○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の委託基準にも適合しているか確認する。</li> </ul> <p>＜確認方法＞</p> <p>必要な書類の提出を求め、確認する。</p>

※ 「市町村－認定事業者の契約に係るガイドライン（Ver1.1）」（平成26年4月、環境省・経済産業省）より引用。

### 2-3-2. 運搬業者の選定

本実証事業では、対象市町村の各施設に設置した回収ボックスから一時保管場所までの回収作業、運搬は対象市町村の職員が実施した。一時保管場所から中間処理事業者までの運搬に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による収集運搬業の許可を有する事業者とした。対象市町村と連携する収集運搬業者を表 2-12 に、対象市町村での搬出時の状況を図 2-8 に示す。

表 2-12 対象市町村の収集運搬業者

No.	地域名	対象市町村	収集運搬事業者
1	青森県	つがる市	(株)青南商事
2		五戸町	(株)遠藤商店
3		六戸町	(株)日興薬品
4		新郷村	(株)遠藤商店



(つがる市、青南商事)



(五戸町・新郷村、遠藤商店)



(六戸町、日興薬品)

図 2-8 搬出時の状況

## 2-4. 回収された使用済小型家電の計測結果

対象市町村において、どのような使用済小型家電が回収されたかを把握するため、原則として品目別に個数及び重量を計測した。また、設置場所の検討や回収方法を検討する際の一助とする目的として、可能な範囲で月別や地点別に計測した。

また、本実証事業では、中間処理事業者と連携し、対象市町村ごとに回収された使用済小型家電から解体・選別された基板類、非鉄金属等の重量を計測した。

本実証事業での計測内容を表 2-13 に示す。

表 2-13 本実証事業での計測内容

No.	地域名	対象市町村	品目別		地点別	
			個数	重量	個数	重量
1	青森県	つがる市	○	—	○	◇
2		五戸町	◎	◎	—	◇
3		六戸町	○	●	○	—
4		新郷村	◎	◎	—	◎

○：月ごとに計測

◎：H26.9月～11月、H26年12月～H27年1月分に分けて計測

●：4分類に分けて計測

◇：一定期間は地点別に重量を計測

## 2-4-1. つがる市

つがる市における計測結果（品目別・個数）を表 2-14 及び図 2-9 に示す。

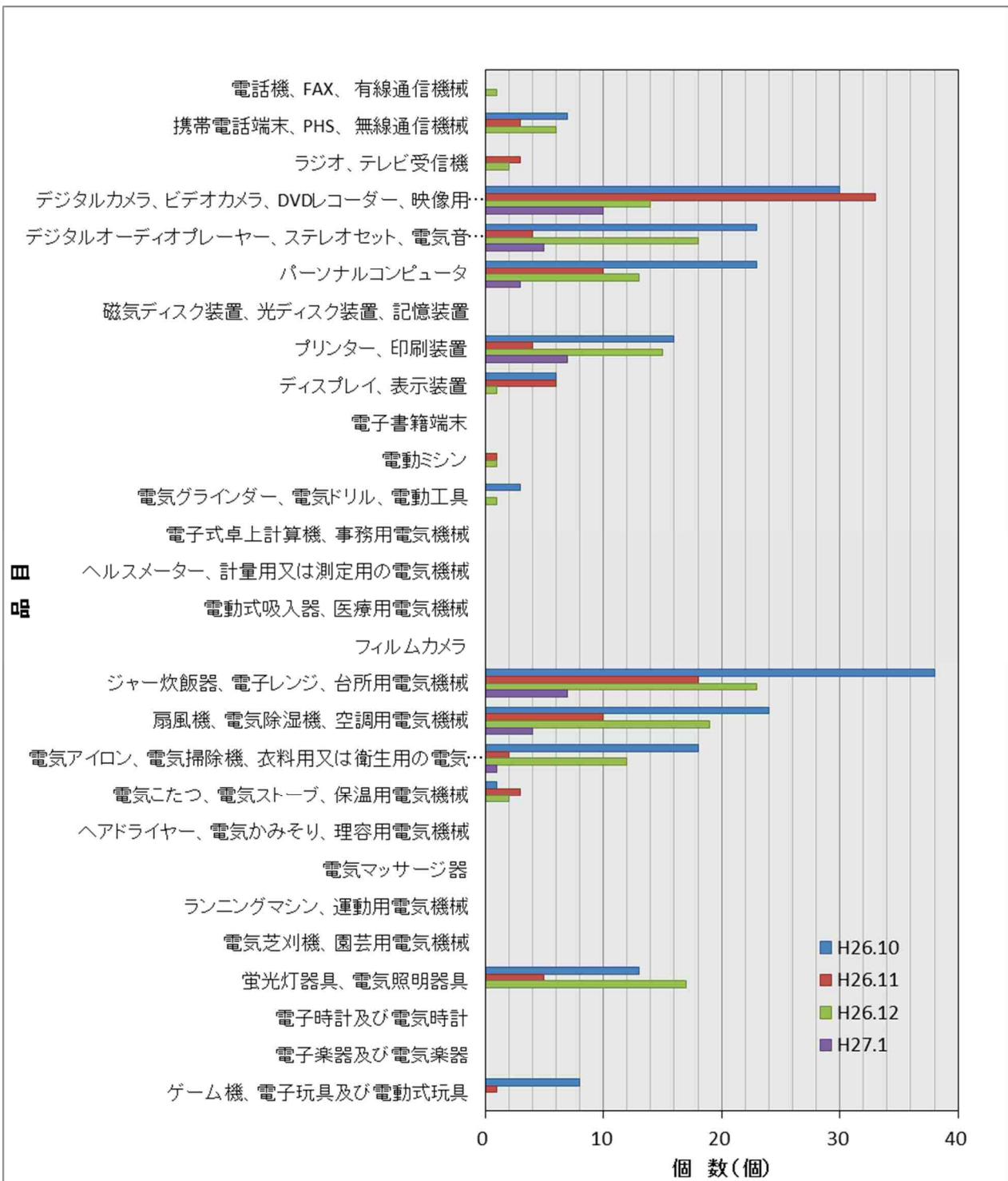
つがる市では本実証事業期間 4 か月間に 581 個の使用済小型家電を回収した。品目別にみると、デジタルカメラやレコーダー等の映像用機械器具が最も多く、次いでジャー炊飯器等の台所用電気機械器具が多かった。つがる市では、ボックス回収以外に市内 3 か所の最終処分場への持回り受け付ける、投入口に入らないものも対象品目であれば窓口等で受け取るという対応を実施したことから、比較的多くの品目が回収できたと考えられる。

表 2-14 つがる市における計測結果（品目別・個数）

つがる市合計		H26.10	H26.11	H26.12	H27.1	実証事業期間合計
番号	品目					
1	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	0	0	1	0	1
2	携帯電話端末、PHS 端末その他の無線通信機械器具	7	3	6	0	16
3	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機	0	3	2	0	5
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDレコーダーその他の映像用機械器具	30	33	14	10	87
5	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	23	4	18	5	50
6	パソコン	23	10	13	3	49
7	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置	0	0	0	0	0
8	プリンターその他の印刷装置	16	4	15	7	42
9	ディスプレイその他の表示装置	6	6	1	0	13
10	電子書籍端末	0	0	0	0	0
11	電動ミシン	0	1	1	0	2
12	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	3	0	1	0	4
13	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	0	0	0	0	0
14	ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	0	0	0	0	0
15	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具	0	0	0	0	0
16	フィルムカメラ	0	0	0	0	0
17	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具	38	18	23	7	86
18	扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具	24	10	19	4	57
19	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具	18	2	12	1	33
20	電気ごたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具	1	3	2	0	6
21	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具	0	0	0	0	0
22	電気マッサージ器	0	0	0	0	0
23	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具	0	0	0	0	0
24	電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具	0	0	0	0	0
25	蛍光灯器具その他の電気照明器具	13	5	17	0	35
26	電子時計及び電気時計	0	0	0	0	0
27	電子楽器及び電気楽器	0	0	0	0	0
28	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具	8	1	0	0	9
29	上記以外の小型家電、付属品	50	36	0	0	86
	全品目合計	260	139	145	37	581

※1：網掛けは回収対象品目としていない品目を示す。ただし、回収対象品目以外の使用済小型家電でも回収ボックスに投入されていた場合は回収し、計測対象とした。

※2：ケーブル、ACアダプタは毎月多数確認されたため、個数は「多数」とし、個数には含めていない。



※ケーブル、ACアダプタは毎月多数確認されたため、個数は「多数」とし、個数には含めていない。

図 2-9 つがる市における計測結果（品目別・個数）

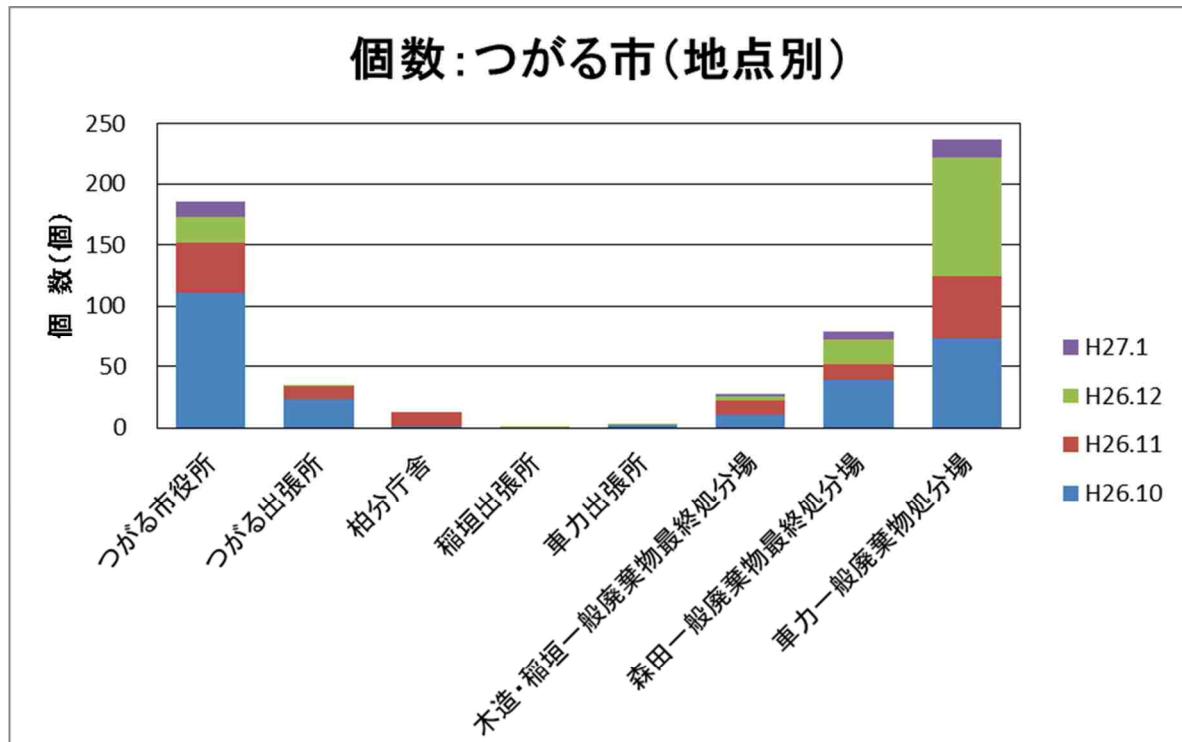
次に、つがる市における計測結果（地点別・個数）を表 2-15 及び図 2-10 に示す。

地点別にみると、車力一般廃棄物処分場での回収個数が最も多く、次いでつがる市役所での回収個数が多くなっていた。稲垣出張所、車力出張所は回収個数が 0 の月もあった。

表 2-15 つがる市における計測結果（地点別・個数）

地点名称	H26.10	H26.11	H26.12	H27.1	実証事業期間合計
つがる市役所	111	41	21	12	185
つがる出張所	23	11	1	0	35
柏分庁舎	1	12	0	0	13
稲垣出張所	0	0	1	0	1
車力出張所	2	0	1	0	3
木造・稻垣一般廃棄物最終処分場	11	11	3	3	28
森田一般廃棄物最終処分場	39	13	20	7	79
車力一般廃棄物処分場	73	51	98	15	237
合計[個]	260	139	145	37	581

※ケーブル、ACアダプタは毎月多数確認されたため、個数は「多数」とし、個数には含めていない。



※1: ケーブル、ACアダプタは毎月多数確認されたため、個数は「多数」とし、図には含めていない。

図 2-10 つがる市における計測結果（地点別・個数）

つがる市における計測結果（地点別・重量）を表 2-16 及び図 2-11 に示す。また、平成 26 年 10 月 1 日から平成 26 年 12 月 16 日までの回収分については、地点別の重量を計測した。

つがる市では実証事業期間 4 か月間に 1,730kg の使用済小型家電を回収した。地点別に計測した期間の回収量は合計 1,320 kg であったが、そのうち最終処分場での回収量はおよそ 8 割を占めた。回収量の確保に持込回収が有効であったことが伺える。

表 2-16 つがる市における計測結果（地点別・重量）

地点名称	H26.10.1～ H26.12.16	H26.12.17～ H27.1.31	実証事業期間 合計
つがる市役所	280	－	280
森田一般廃棄物最終処分場	330	－	330
木造稻垣一般廃棄物最終処分場	180	－	180
車力一般廃棄物最終処分場	530	－	530
市小計	－	410	410
合計[kg]	1,320	410	1,730

※1: つがる市役所分には柏分庁舎、つがる出張所（イオンモールつがる柏）、稻垣出張所、車力出張所のボックス回収分を含む。

※2: 携帯電話、パソコンは 10 月から 1 月末までの回収物をまとめて搬出した。

重量は 200 kg であった。H26.12.17～H27.1.31 の「市小計」に含む。

H26.10.1～H26.12.16回収分

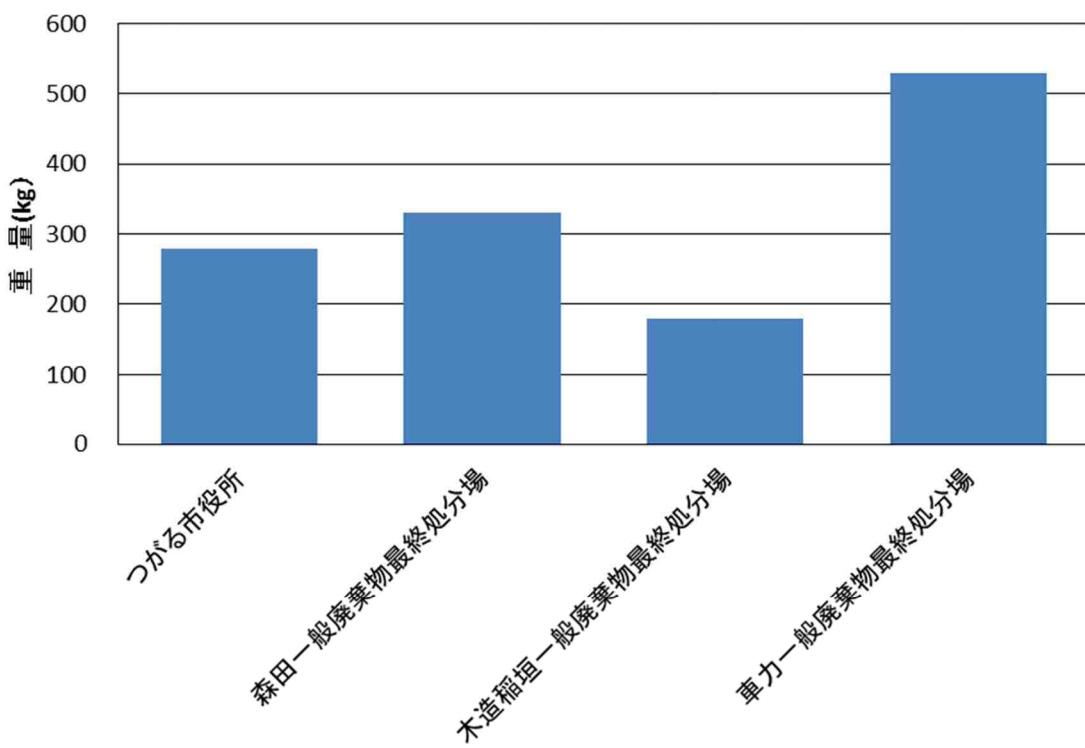


図 2-11 つがる市における計測結果（地点別・重量）

回収した使用済小型家電を機械により中間処理する際には、使用済小型家電の重量で数tから約10t単位でまとめて処理を行うことが一般的である。しかし、本実証事業での回収量が少ないため、回収された使用済小型家電から再資源化された金属の割合について、つがる市分のみを抽出した把握することが難しい側面もあり、(株)青南商事から、同社がこれまでに収集したデータをもとに推計した結果の提供を受け、本実証事業でつがる市から回収された使用済小型家電を再資源化した場合資源回収量を推計し、表2-17及び図2-12に示した。

使用済小型家電から回収されると推計される資源物の量は鉄が最も多く641.6kg、次いでプラスチック439.8kgと推計された。比較的価値が高いと考えられる基板は99.7kgと推計された。

表2-17 資源回収量(つがる市・推計)

再資源化後の資源回収量	比率(%)	実証事業 推計(kg)
基板	5.3	99.7
鉄	33.8	641.6
アルミニウム	3.9	73.7
銅	3.4	64.4
その他金属	16.5	313.1
プラスチック	23.2	439.8
液晶	3.6	67.4
その他	10.4	197.7
合計	100.1	1,897.4

※実証事業推計値は、本実証事業で実際に回収された使用済小型家電の品目別個数に、それぞれの品目の使用済小型家電の想定される重量をかけたうえで、品目ごとに回収される資源量を算出しているため、推計した合計重量は実際の回収物重量とは一致しない。

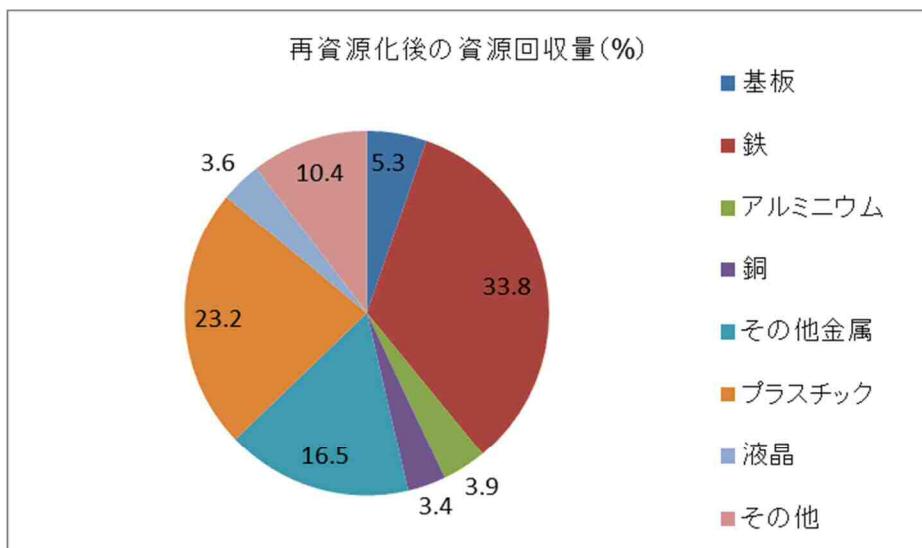


図2-12 資源回収量(つがる市・比率・推計)

## 2-4-2. 五戸町

五戸町での回収品目ごとの計測結果（品目別・重量及び個数）を表 2-18 及び図 2-13、図 2-14 に示す。

五戸町では本実証事業期間 5 か月間に 130 個、65.45kg の使用済小型家電を回収した。

本実証事業期間合計の品目別の個数をみると、携帯電話・PHS 等の無線通信機械器具が最も多く、次いでヘアドライヤー等の理容用機械器具が多かった。また、重量でみると、デジタルカメラ等の映像用機械器具が最も多く、次いで電話機等の有線通信機械器具が多かった。

表 2-18 五戸町における計測結果（品目別・重量及び個数）

対象市町: 五戸町		H26.9.1～H26.11.30		H26.12.1～H27.1.31		実証事業期間合計	
番号	品目	個数	重量 [kg]	個数	重量 [kg]	個数	重量 [kg]
1	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	10	12.30	0	0.00	10	12.30
2	携帯電話端末、PHS 端末その他の無線通信機械器具	28	3.40	2	0.50	30	3.90
3	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機	4	0.95	0	0.00	4	0.95
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDレコーダーその他の映像用機械器具	10	10.65	2	3.20	12	13.85
5	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	6	2.95	3	0.90	9	3.85
6	パーソナルコンピュータ	0	0.00	0	0.00	0	0.00
7	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置	0	0.00	0	0.00	0	0.00
8	プリンターその他の印刷装置	0	0.00	0	0.00	0	0.00
9	ディスプレイその他の表示装置	0	0.00	0	0.00	0	0.00
10	電子書籍端末	1	0.35	0	0.00	1	0.35
11	電動ミシン	0	0.00	0	0.00	0	0.00
12	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	0	0.00	0	0.00	0	0.00
13	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	11	1.15	1	0.10	12	1.25
14	ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	3	1.30	2	0.35	5	1.65
15	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具	0	0.00	0	0.00	0	0.00
16	フィルムカメラ	4	2.30	1	0.35	5	2.65
17	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具	0	0.00	0	0.00	0	0.00
18	扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具	0	0.00	0	0.00	0	0.00
19	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具	0	0.00	0	0.00	0	0.00
20	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具	0	0.00	0	0.00	0	0.00
21	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具	20	4.60	7	1.55	27	6.15
22	電気マッサージ器	1	0.40	0	0.00	1	0.40
23	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具	0	0.00	0	0.00	0	0.00
24	電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具	0	0.00	0	0.00	0	0.00
25	蛍光灯器具その他の電気照明器具	3	0.75	0	0.00	3	0.75
26	電子時計及び電気時計	6	0.60	1	0.10	7	0.70
27	電子楽器及び電気楽器	0	0.00	0	0.00	0	0.00
28	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具	2	1.15	2	0.40	4	1.55
29	上記以外の小型家電、付属品	—	13.90	—	1.25	—	15.15
	全品目合計	109	56.75	21	8.70	130	65.45

※網掛けは回収対象品目としていない品目を示す。ただし、回収対象品目以外の使用済小型家電でも回収ボックスに投入されていた場合は回収し、計測対象とした。

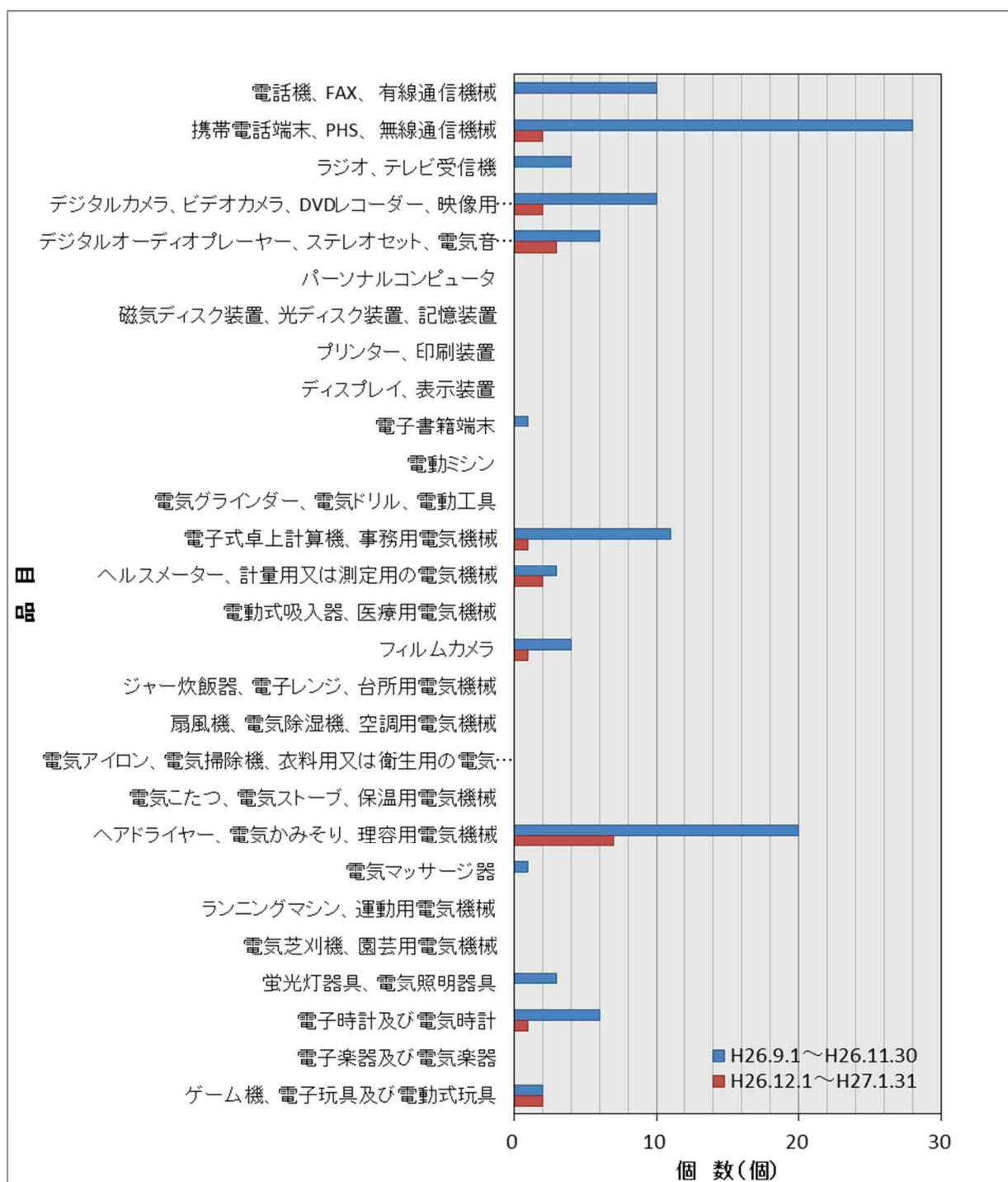


図 2-13 五戸町における計測結果（品目別・個数）

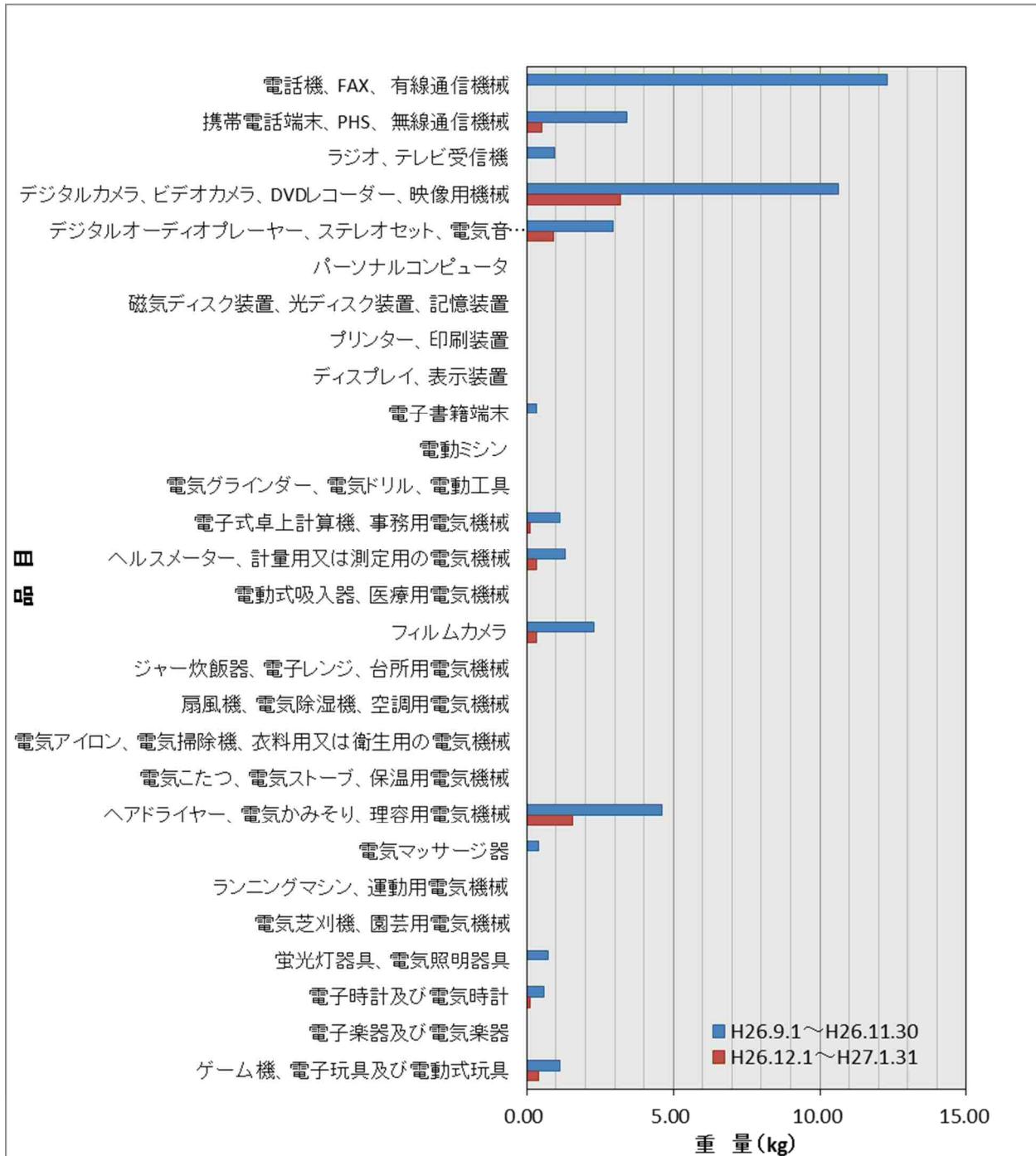


図 2-14 五戸町における計測結果（品目別・重量）

また、五戸町では品目別の重量のほか、参考として、平成 26 年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの回収分について、地点別の重量を計測した。

五戸町では 4 か所に回収ボックスを設置したが、町内の主要な施設となる役場での回収量が多く、次いで浅田支所での回収量が他の 2 か所と比較すると多くなっていた。

平成 26 年 12 月 1 日から平成 27 年 1 月 31 日までの回収量については、少量であったため地点別に計測していないが、倉石支所からの回収物はなく、その他の 3 カ所の中ではほとんどが五戸町役場から回収されたという傾向は、平成 26 年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間と同じであった。地点別の計測結果を表 2-19 及び図 2-15 に示す。

表 2-19 地点別の計測結果（重量）

地点名称	H26.9.1～ H26.11.30	H26.12.1～ H27.1.31	実証事業期間 合計
五戸町役場	39.50		
川内支所	5.60	8.70	65.55
浅田支所	11.75		
倉石支所	0.00	0.00	0.00
合計[kg]	56.85	8.70	65.55

※地点別の重量は品目別に分類、計測する前に計測しており、品目別分類後の重量と若干異なる。

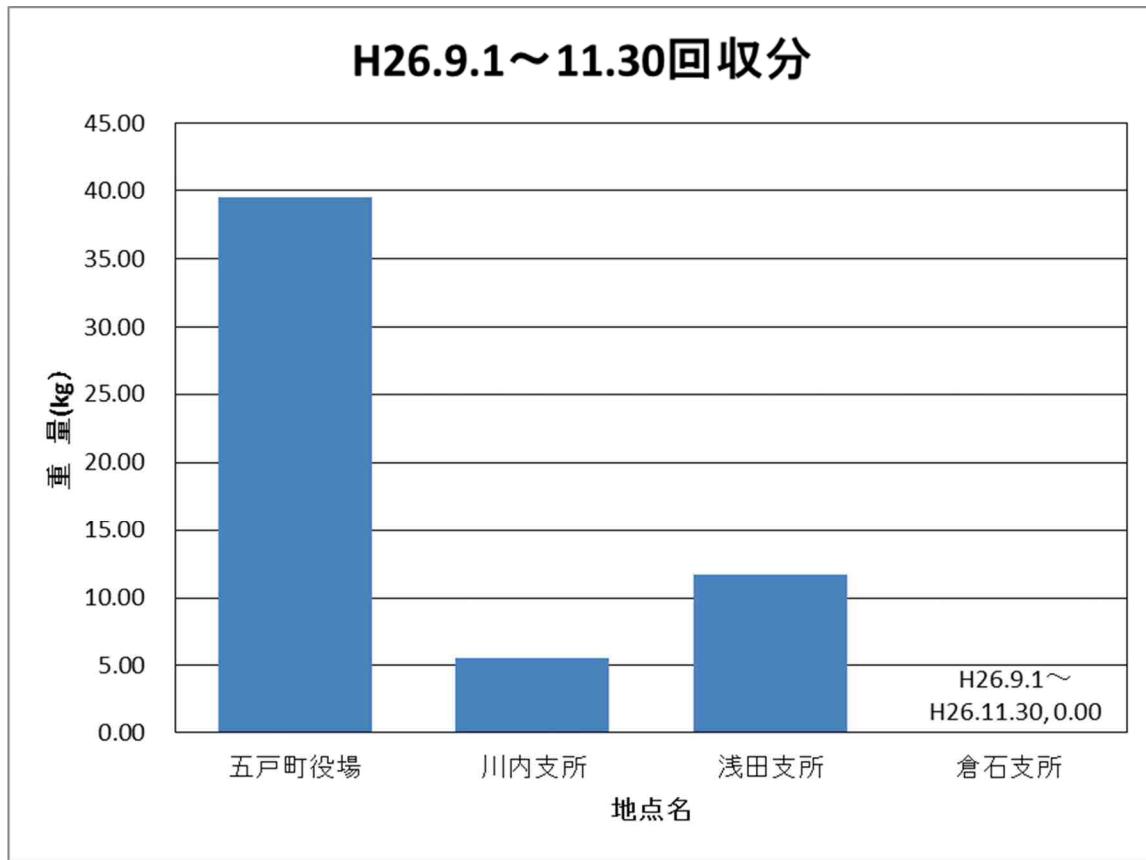


図 2-15 五戸町における計測結果（地点別・重量）

五戸町の回収物は、東北東京鉄鋼(株)に中間処理を依頼した。本実証事業期間中に回収された使用済小型家電を手作業で前処理する工程で回収された素材別の回収重量及び比率を表2-20及び図2-16～図2-18に示す。

主な回収物は鉄、プラスチックの混合物となっており、精錬事業者への引き渡しの際に比較的価値が高い基板は7.1kg(実証事業期間中合計)であった。

表2-20 五戸町回収物の素材構成比(単位:kg)

番号	分類	H26.9.1 ～11.31	H26.12.1 ～H27.1.31	合計
1	基板	6.3	0.8	7.1
2	被覆線	5.9	1.4	7.3
3	モーター	2.0	1.3	3.3
4	アルミ・ミックスメタル	1.9	0.2	2.1
5	プラスチック	1.9	0.9	2.8
6	トランス	2.9	0.1	3.0
7	銅	0.1	0.0	0.1
8	鉄	16.8	2.0	18.8
9	異物付銅	0.0	0.0	0.0
10	コンプレッサー	0.0	0.0	0.0
11	熱交換機	0.0	0.0	0.0
12	電磁弁	0.0	0.0	0.0
13	コンデンサー	0.0	0.0	0.0
14	冷凍機油	0.0	0.0	0.0
15	プラ混合	15.0	1.7	16.7
16	異物電池・バッテリー	3.1	0.3	3.4
17	フロン	0.0	0.0	0.0
18	ごみ等減耗	1.1	0.2	1.3
	合計	57.0	8.9	65.9

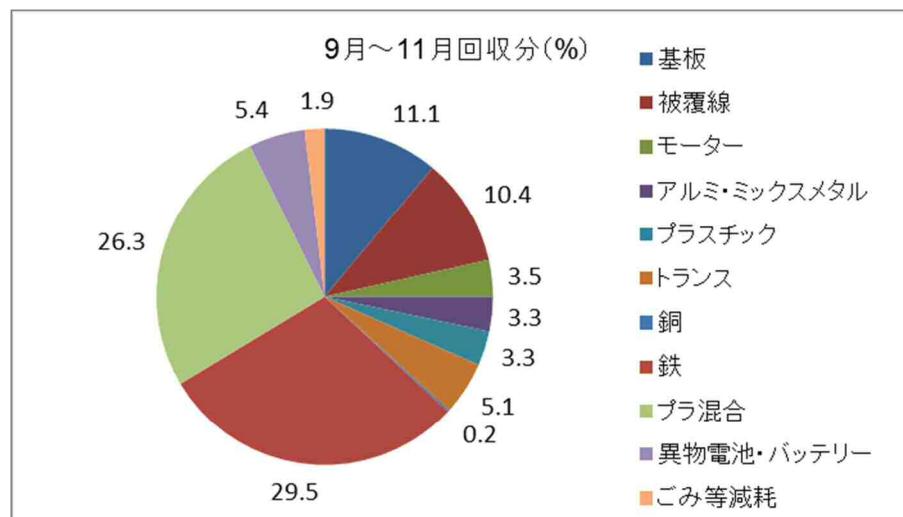


図 2-16 五戸町回収物の素材構成比 (9月～11月回収分)

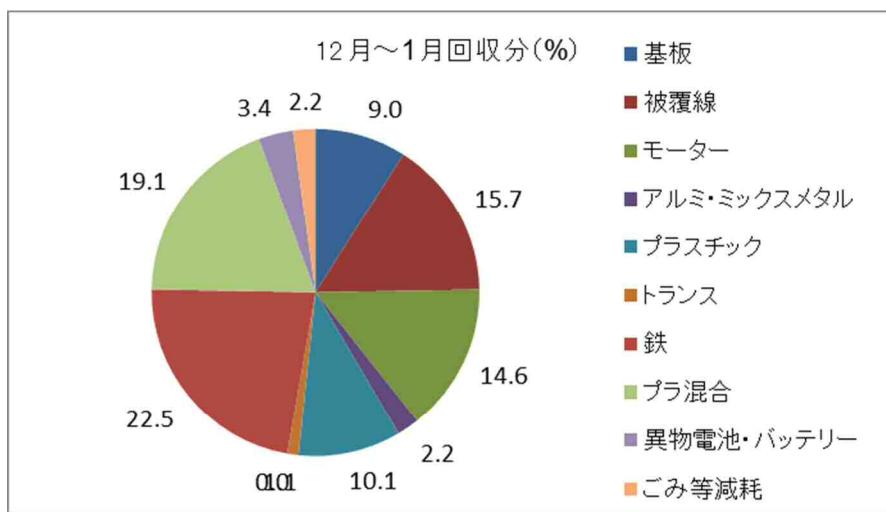


図 2-17 五戸町回収物の素材構成比 (12月～1月回収分)

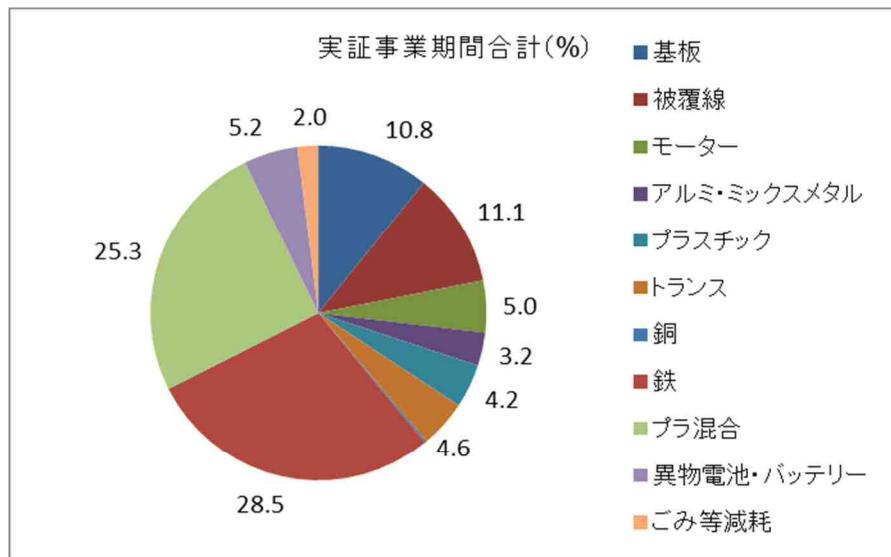


図 2-18 五戸町回収物の素材構成比 (実証事業期間合計)

### 2-4-3. 六戸町

六戸町における計測結果（品目別・個数）を表 2-21 及び図 2-19 に示す。

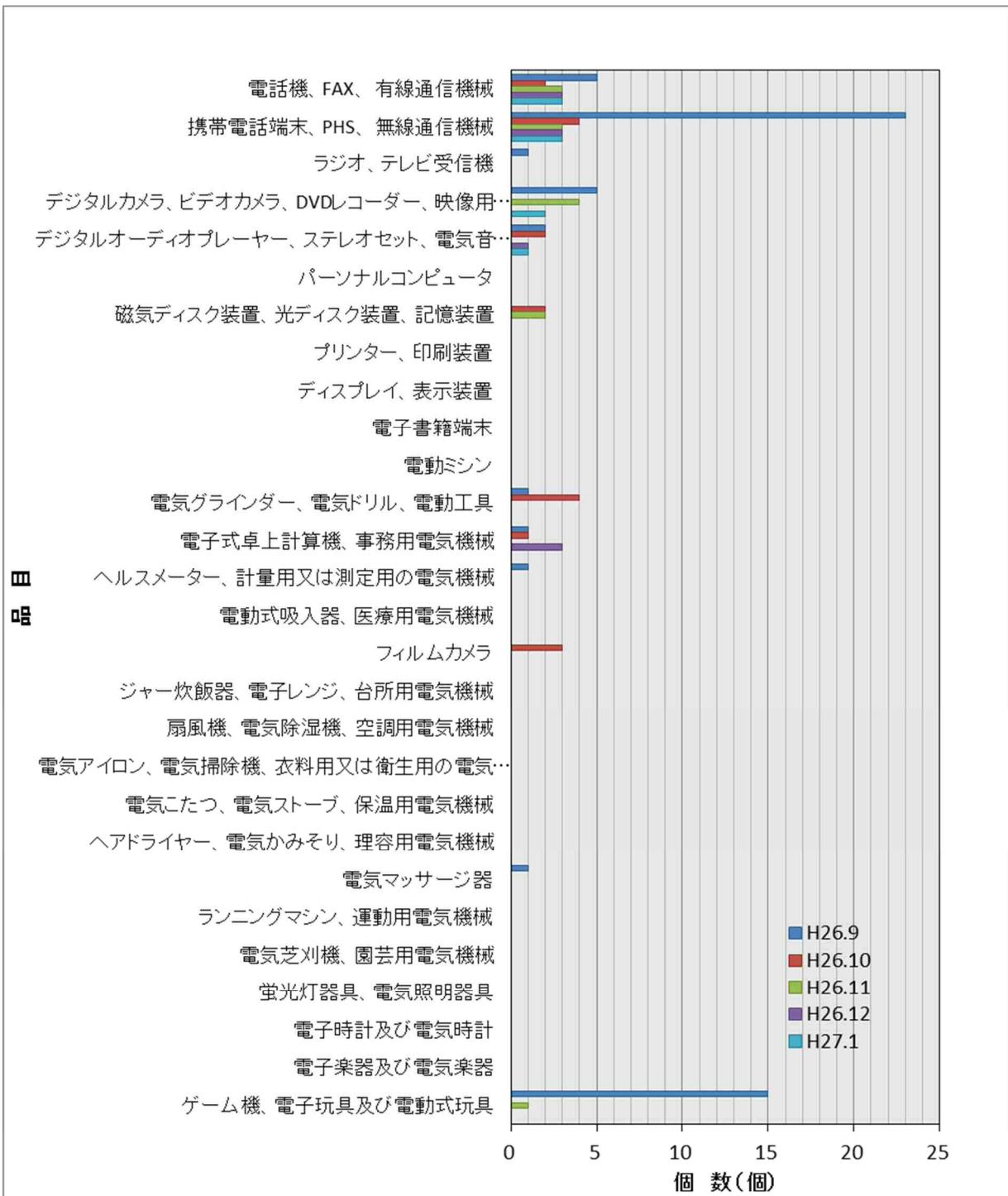
六戸町では本実証事業期間 5 か月間に 105 個の使用済小型家電を回収した。品目別にみると、携帯電話・PHS 等の無線通信機械器具が最も多かった。また、月ごとにみると回収を開始した 9 月には携帯電話やゲーム機が多く回収されたが、10 月以降はどの品目も数個ずつであった。六戸町では本実証事業で設置した回収ボックスが 2 台と少なく、また、それらの設置場所も近接していることから、住民の利便性を考慮し、回収ボックスの設置場所の拡大を検討している。

表 2-21 六戸町における計測結果（品目別・個数）

六戸町2地点合計(月別)		H26.9	H26.10	H26.11	H26.12	H27.1	実証事業期間合計
番号	品目						
1	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	5	2	3	3	3	16
2	携帯電話端末、PHS 端末その他の無線通信機械器具	23	4	3	3	3	36
3	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機	1	0	0	0	0	1
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDレコーダーその他の映像用機械器具	5	0	4	0	2	11
5	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	2	2	0	1	1	6
6	パソコン	0	0	0	0	0	0
7	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置	0	2	2	0	0	4
8	プリンターその他の印刷装置	0	0	0	0	0	0
9	ディスプレイその他の表示装置	0	0	0	0	0	0
10	電子書籍端末	0	0	0	0	0	0
11	電動ミシン	0	0	0	0	0	0
12	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	1	4	0	0	0	5
13	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	1	1	0	3	0	5
14	ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	1	0	0	0	0	1
15	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具	0	0	0	0	0	0
16	フィルムカメラ	0	3	0	0	0	3
17	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具	0	0	0	0	0	0
18	扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具	0	0	0	0	0	0
19	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具	0	0	0	0	0	0
20	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具	0	0	0	0	0	0
21	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具	0	0	0	0	0	0
22	電気マッサージ器	1	0	0	0	0	1
23	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具	0	0	0	0	0	0
24	電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具	0	0	0	0	0	0
25	蛍光灯器具その他の電気照明器具	0	0	0	0	0	0
26	電子時計及び電気時計	0	0	0	0	0	0
27	電子楽器及び電気楽器	0	0	0	0	0	0
28	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具	15	0	1	0	0	16
29	上記以外の小型家電、付属品	有	有	有	無	有	—
	全品目合計	55	18	13	10	9	105

※1：網掛けは回収対象品目としていない品目を示す。ただし、回収対象品目以外の使用済小型家電でも回収ボックスに投入されていた場合は回収し、計測対象とした。

※2：リモコン、ケーブル類、ACアダプタは毎月多数確認されたため、個数は「多数」とし、個数には含めていない。



※リモコン、ケーブル類、ACアダプタは毎月多数確認されたため、個数は「多数」とし、個数には含めていない。

図 2-19 六戸町における計測結果（品目別・個数）

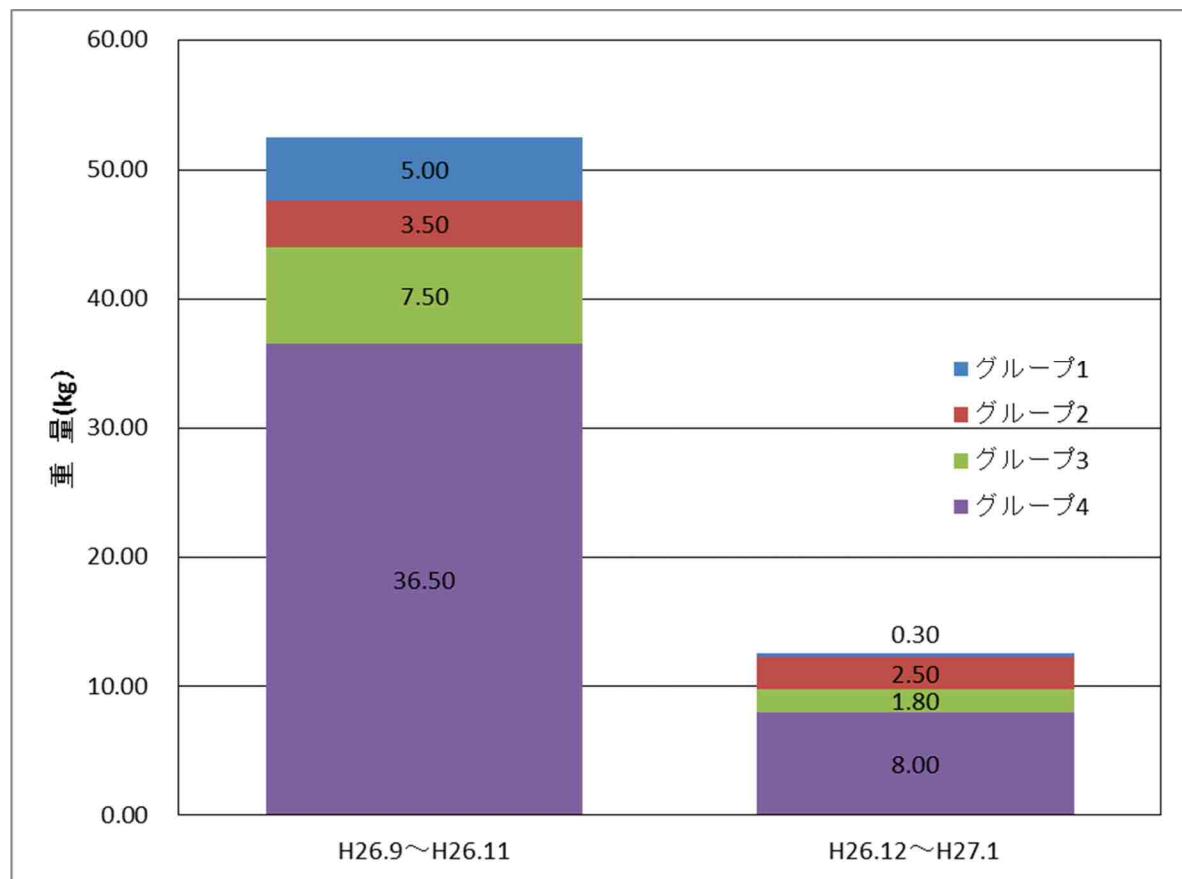
また、六戸町における計測結果（品目別・重量）を表2-22及び図2-20に示す。

六戸町では本実証事業期間5か月間に65.1kgの使用済小型家電を回収した。

表2-22 六戸町における計測結果（品目別・重量）

品目		H26.9～H26.11	H26.12～H27.1	実証事業期間合計
グループ1	携帯電話端末			
	PHS端末			
	デジタルカメラ			
	ICプレーヤー/レコーダー			
	電子基板			
	USBメモリ			
	SDカード			
	メモリースティック			
	PCカード			
	コンパクトフラッシュ		5.00	0.30
グループ2	タブレット型情報通信端末			
	ハードディスク(外付型/内蔵型)			
	小型液晶テレビ			
	カーカラーテレビ			
	カーナビ			
	ETC車載器			
	VICSユニット			
	ビデオカメラ			
	携帯型DVD/BDプレーヤー			
	デジタルオーディオプレーヤー(フラッシュメモリ型)			
	デジタルオーディオプレーヤー(ハードディスク型)			
	電子辞書			
	電子手帳			
	電子ブックリーダー			
	据置型ゲーム機(ただしファミコンを除く)			
グループ3	携帯型ゲーム機		3.50	2.50
	各種ケーブル			6.00
	アダプター			
	充電器			
	タップ			
	コネクター			
	コンセント			
グループ4	機器に付随のコード類		7.50	1.80
	固定電話機(親機、子機)			9.30
	ファクシミリ			
	ルーター			
	モデム			
	ハブ			
	スプリッター			
	ワイヤレス通信機器			
	トランシーバー			
	FD/CD/MO/DVDドライブ(外付型/内蔵型)			
	カードリーダー			
	ラジオ			
	DVD/ビデオデッキ			
	HDDレコーダー			
	チューナー			
	フィルムカメラ			
	CD/MD/カセットプレーヤー			
	ヘッドホン/イヤホン			
	ラジカセ			
	LDプレーヤー			
	電気ドリル			
	インパクトドライバー			
	テスター			
	電子秤			
	電卓			
	バーコードリーダー			
	体重計			
	体脂肪計			
	電気マッサージ器			
	血圧計			
	歩数計			
	据置型ゲーム機(ファミコン)			44.50
	ゲームコントローラー			
	カーチューナー			
	カーステレオ			
	カーラジオ			
	カーディ/MDプレーヤー			
	カーディ			
	カーディ			
	カーディ			
	各種リモコン		36.50	8.00
全品目合計[kg]		52.50	12.60	65.10

※グループは回収対象品目を処理工程の違いにより分けたもの。



※グループは回収対象品目を処理工程の違いにより分けたもの。

図 2-20 六戸町における計測結果（品目別・重量）

本実証事業での回収量が少ないため、回収された使用済小型家電から再資源化された金属の割合について、六戸町分のみを抽出して把握することが難しい側面があり、(株)エコリサイクルより同社が秋田県で平成23年に実施した実証事業のデータ提供を受け、これを参考値とし、この重量から構成比率を求めた後、本実証事業における六戸町の回収量実績をもとに推計した。再資源化された金属の重量の推計結果を表2-23に示す。

推計に際してはその処理方法の違いから、グループ1は手分解処理、グループ2は機械解碎、グループ4は機械破碎の参考値を適用した。なお、グループ3はコード類であり、推計には含めていない。

グループ1、2、4の推計値を集計してみると、プラスチック等の非金属系残渣が22.0kg、次いで鉄などの磁着物が20.5kgと推計される。基板の回収量は1.4kgと推計され、回収された品目に携帯電話(グループ1)やゲーム機(グループ2)の個数が多かったことによると考えられる。

表2-23 再資源化された金属の重量(六戸町・推計)

手分解処理		参考値 (kg)	参考値比率 (%)	実証事業推計 (kg)
処理前		698.1	—	—
処理後	電子基板	80.3	11.5	0.6
	液晶パネル	9.2	1.3	0.1
	電池類	50.4	7.2	0.4
	その他	217.0	31.1	1.6
	磁着物	50.4	7.2	0.4
	非磁着物	284.3	40.7	2.2
	合計	691.6	99.1	5.3

機械解碎処理		参考値 (kg)	参考値比率 (%)	実証事業推計 (kg)
処理前		935.8	—	—
処理後	電子基板	88.5	9.5	0.6
	アルミニウム	1.2	0.1	0.0
	液晶パネル	11.1	1.2	0.1
	VCM	27.4	2.9	0.2
	電池類	4.2	0.4	0.0
	その他	581.6	62.2	3.7
	磁着物	50.5	5.4	0.3
合計		932.9	99.7	6.0

機械破碎処理		参考値 (kg)	参考値比率 (%)	実証事業推計 (kg)
処理前		66,489.0	—	—
処理後	電子基板	333.0	0.5	0.2
	アルミニウム	51.7	0.1	0.0
	コード類	9.5	0.0	0.0
	ハードディスク	7.0	0.0	0.0
	電池類	1.3	0.0	0.0
	その他	1,346.1	2.0	0.9
	磁着物	29,500.0	44.4	19.8
	モーター・トランス	199.0	0.3	0.1
	渦電流選別物	1,453.0	2.2	1.0
	非金属系残渣	32,933.0	49.5	22.0
合計		65,833.6	99.0	44.0

集計結果

グループ 合計	実証事業推計 (kg)	実証事業推計 (%)
電子基板	1.4	2.5
アルミニウム	0.0	0.0
コード類	0.0	0.0
ハードディスク	0.0	0.0
液晶パネル	0.2	0.4
VCM	0.2	0.4
電池類	0.4	0.7
その他	6.2	11.2
磁着物	20.5	37.1
非磁着物	3.3	6.0
モーター・トランス	0.1	0.2
渦電流選別物	1.0	1.8
非金属系残渣	22.0	39.8
合計	55.3	100.1

#### 2-4-4. 新郷村

新郷村での回収品目ごとの計測結果（品目別・重量及び個数）を表 2-24 及び図 2-21、図 2-22 に示す。

新郷村では本実証事業期間 5 か月間に 76 個、284.05kg の使用済小型家電を回収した。ただし、平成 26 年 12 月 9 日から平成 27 年 1 月 31 日までの回収分に含まれる「デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVD レコーダーその他の映像用機器」19 個・125.10kg 及び「デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具」19 個・140.8kg は 1 度に 1 個人から排出されたという特別の事情があったことに留意する必要がある。

このため、品目別の回収傾向については、上記の個数・重量は除いて考察する。

品目別の個数をみると、ヘアドライヤー等の理容用機械器具が最も多く、次いで携帯電話等の無線通信機械器具とデジタルカメラ等の映像用機械器具が多かった。また、重量でみると、ラジオ受信器及びテレビジョン受信機が最も多く、次いでデジタルカメラ等の映像用機械器具が多かった。

表 2-24 新郷村における計測結果（品目別・重量及び個数）

対象市町:新郷村		H26.9.1～H26.12.9		H26.12.9～H27.1.31		実証事業期間合計	
番号	品目	個数	重量[kg]	個数	重量[kg]	個数	重量[kg]
1	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	0	0.00	0	0.00	0	0.00
2	携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具	2	0.20	5	0.45	7	0.65
3	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機	1	0.05	1	5.60	2	5.65
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDレコーダーその他の映像用機械器具	7	2.65	19	125.10	26	127.75
5	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	3	0.35	19	140.85	22	141.20
6	パソコンコンピュータ	0	0.00	0	0.00	0	0.00
7	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置	1	1.00	0	0.00	1	1.00
8	プリンターその他の印刷装置	0	0.00	0	0.00	0	0.00
9	ディスプレイその他の表示装置	0	0.00	0	0.00	0	0.00
10	電子書籍端末	0	0.00	0	0.00	0	0.00
11	電動ミシン	0	0.00	0	0.00	0	0.00
12	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	0	0.00	0	0.00	0	0.00
13	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	1	0.20	0	0.00	1	0.20
14	ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	0	0.00	0	0.00	0	0.00
15	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具	0	0.00	0	0.00	0	0.00
16	フィルムカメラ	0	0.00	0	0.00	0	0.00
17	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具	0	0.00	0	0.00	0	0.00
18	扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具	0	0.00	0	0.00	0	0.00
19	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具	0	0.00	0	0.00	0	0.00
20	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具	0	0.00	0	0.00	0	0.00
21	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具	14	2.15	0	0.00	14	2.15
22	電気マッサージ器	0	0.00	0	0.00	0	0.00
23	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具	0	0.00	0	0.00	0	0.00
24	電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具	0	0.00	0	0.00	0	0.00
25	蛍光灯器具その他の電気照明器具	1	0.10	0	0.00	1	0.10
26	電子時計及び電気時計	1	0.05	0	0.00	1	0.05
27	電子楽器及び電気楽器	0	0.00	0	0.00	0	0.00
28	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具	1	0.25	0	0.00	1	0.25
29	上記以外の小型家電、付属品	—	5.05	—	0.00	—	5.05
全品目合計		32	12.05	44	272.00	76	284.05

※網掛けは回収対象品目としていない品目を示す。ただし、回収対象品目以外の使用済小型家電でも回収ボックスに投入されていた場合は回収し、計測対象とした。

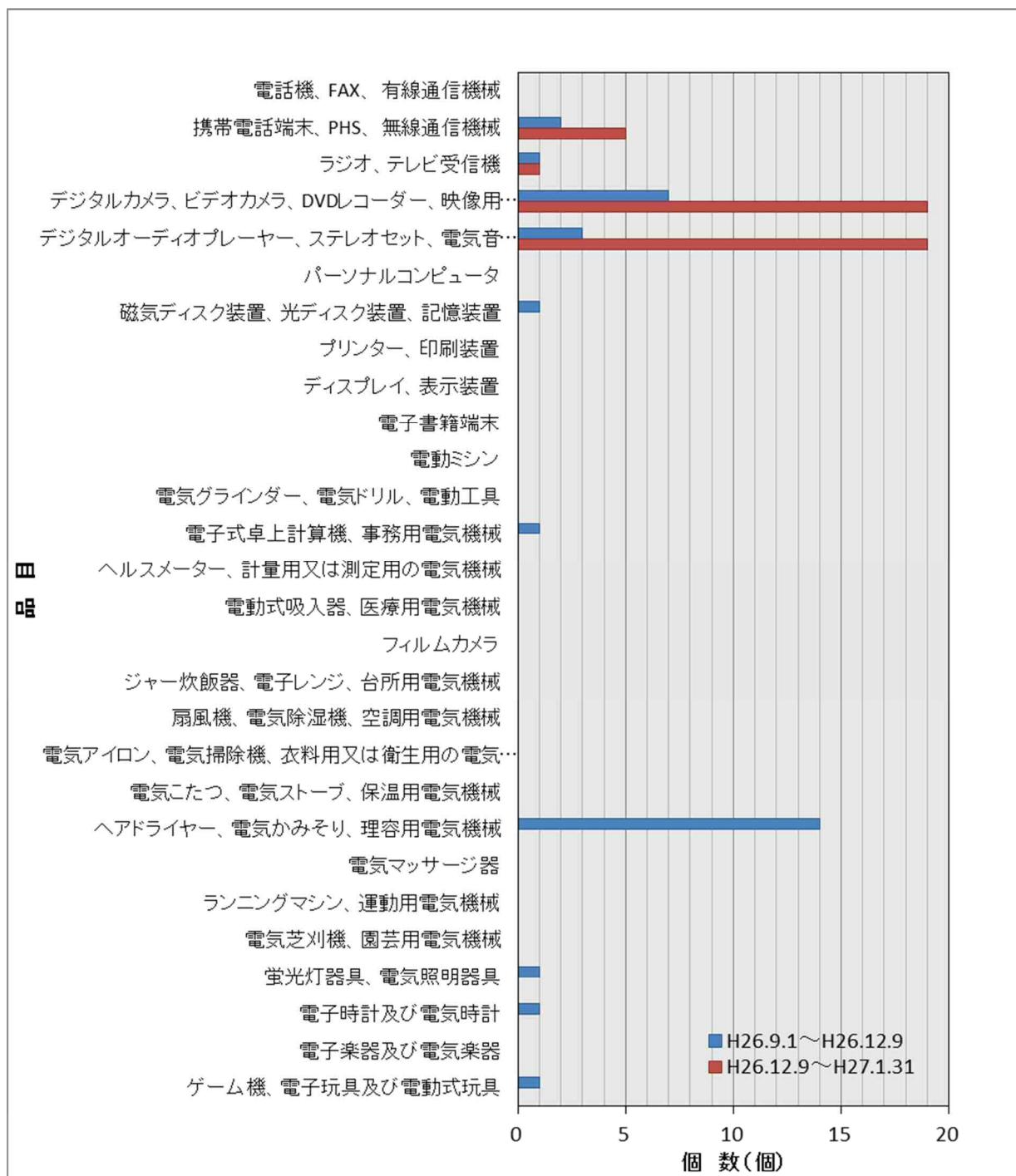


図 2-21 新郷村における計測結果（品目別・個数）

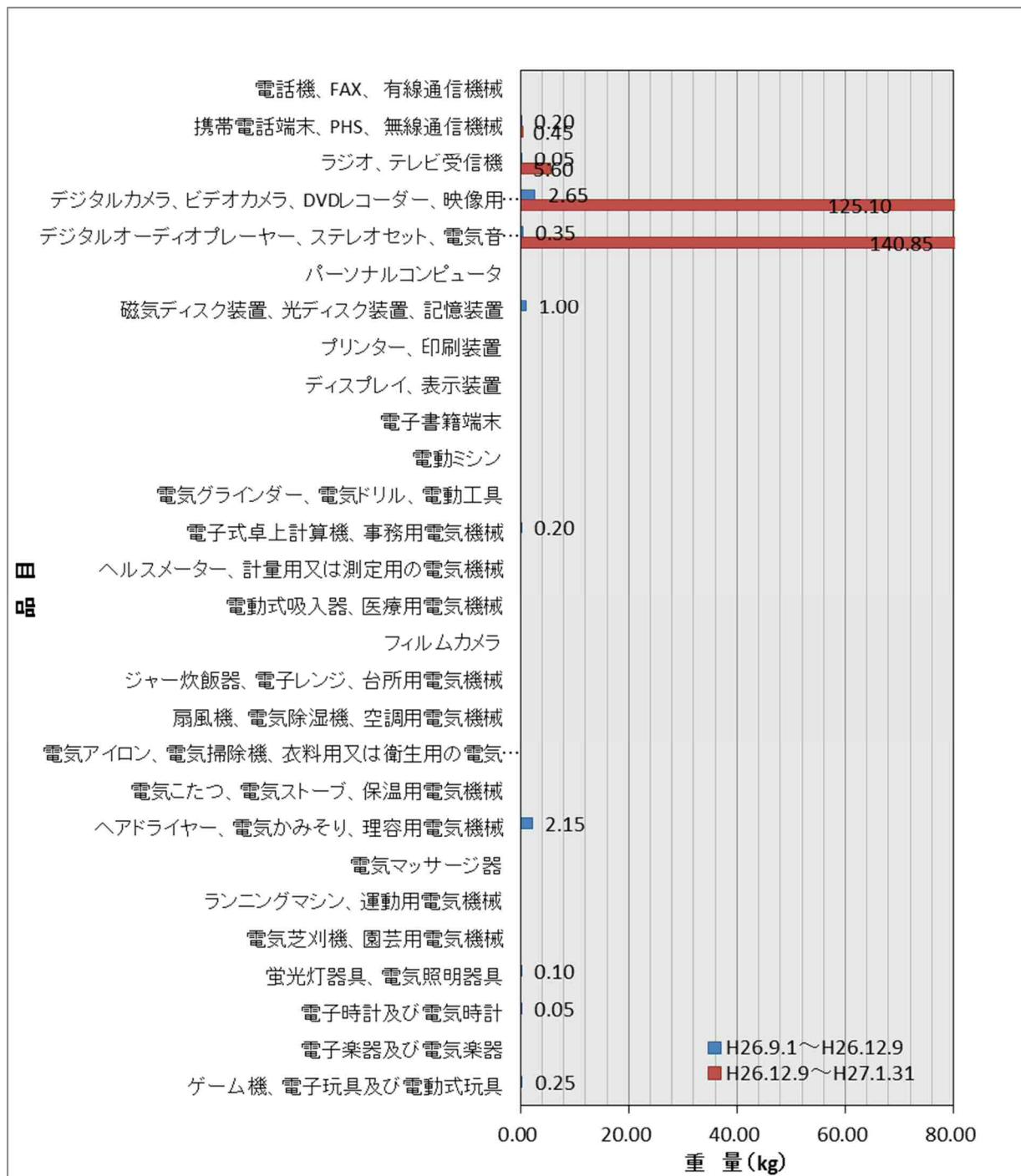


図 2-22 新郷村における計測結果（品目別・重量）

また、新郷村における計測結果（地点別・重量）を表 2-25 及び図 2-23 に示す。

新郷村では 2 か所に回収ボックスを設置したが、村内の主要な施設である役場での回収量が多くなっていた。

表 2-25 新郷村における計測結果（地点別・重量）

地点名称	H26.9.1～ H26.12.9	H26.12.9～ H27.1.31	実証事業期間 合計
新郷村役場	10.35	272.00	282.35
西越地区公民館	1.80	0.00	1.80
合計[kg]	12.15	272.00	284.15

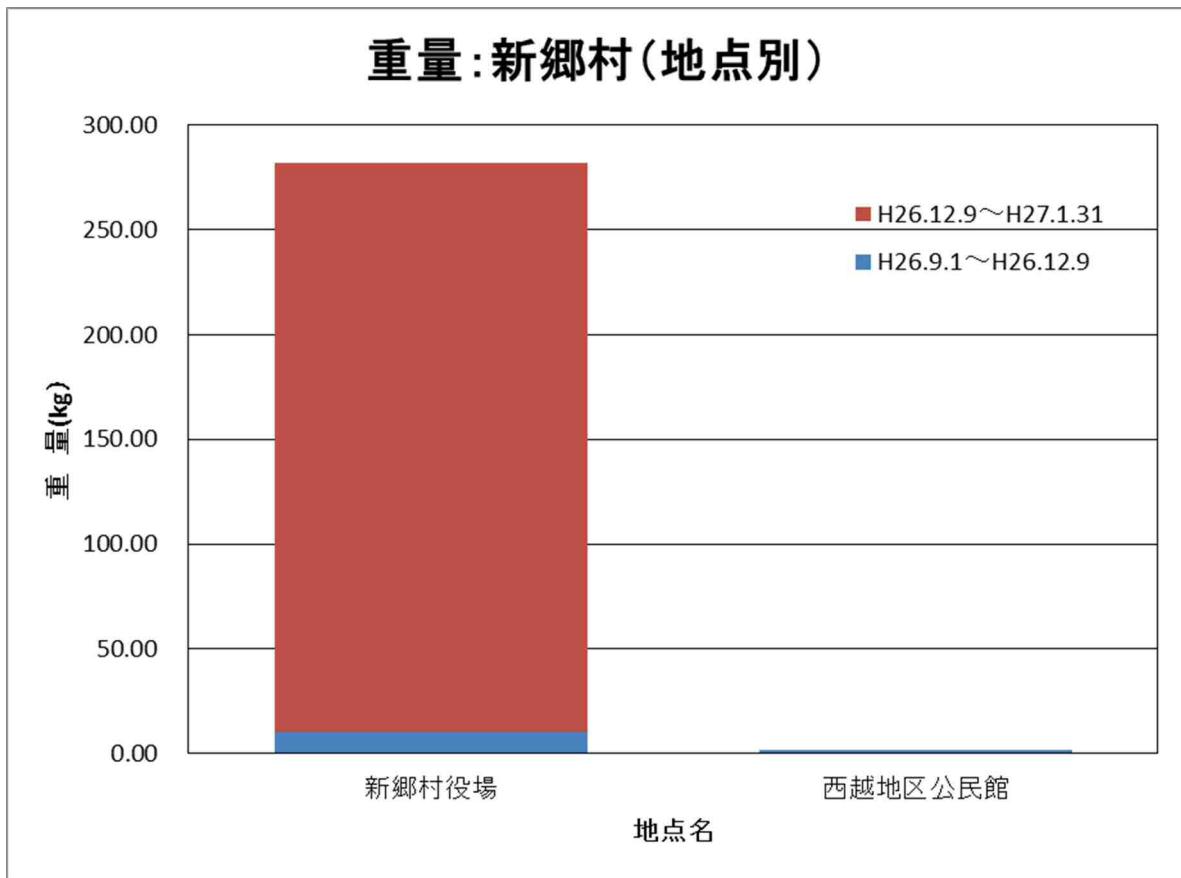


図 2-23 新郷村における計測結果（地点別・重量）

新郷村の回収物は、東北東京鉄鋼(株)に中間処理を依頼した。本実証事業期間中に回収された使用済小型家電を手作業で前処理する工程で回収された素材別の回収重量及び比率を表2-26及び図2-24～図2-26に示す。

主な回収物は鉄、プラスチックの混合物となっており、精錬事業者への引き渡しの際に比較的価値が高い基板は32.4kgであった。

表2-26 新郷村回収物の素材構成比(単位:kg)

番号	分類	H26.9.1 ～11.31	H26.12.1 ～H27.1.31	合計
1	基板	2.0	30.4	32.4
2	被覆線	1.1	6.6	7.7
3	モーター	0.7	24.9	25.6
4	アルミ・ミックスメタル	0.3	11.0	11.3
5	プラスチック	1.4	5.2	6.6
6	トランス	0.6	30.7	31.3
7	銅	0.0	0.3	0.3
8	鉄	2.9	83.3	86.2
9	異物付銅	0.0	0.0	0.0
10	コンプレッサー	0.0	0.0	0.0
11	熱交換機	0.0	0.0	0.0
12	電磁弁	0.0	0.0	0.0
13	コンデンサー	0.0	0.0	0.0
14	冷凍機油	0.0	0.0	0.0
15	プラ混合	2.6	74.4	77.0
16	異物電池・バッテリー	0.6	0.2	0.8
17	フロン	0.2	0.0	0.2
18	ごみ等減耗	0.2	5.0	5.2
	合計	12.6	272.0	284.6

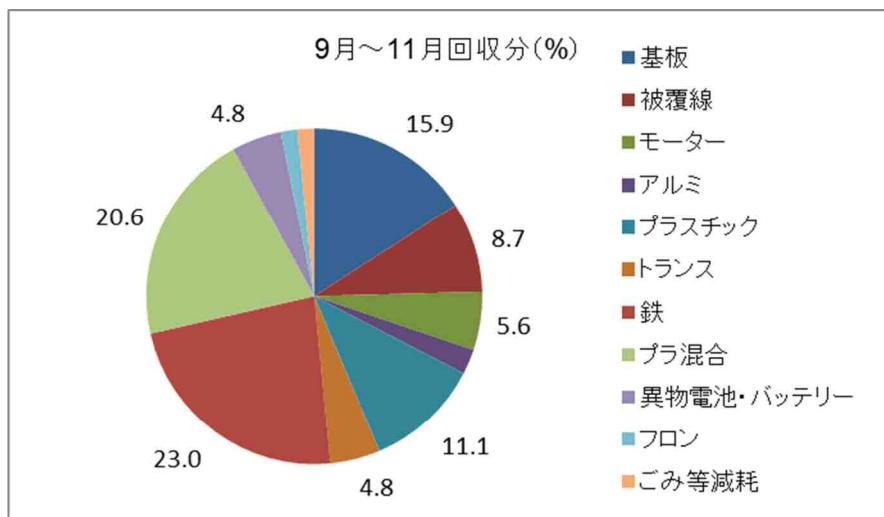


図 2-24 新郷村回収物の素材構成比（9月～11月）

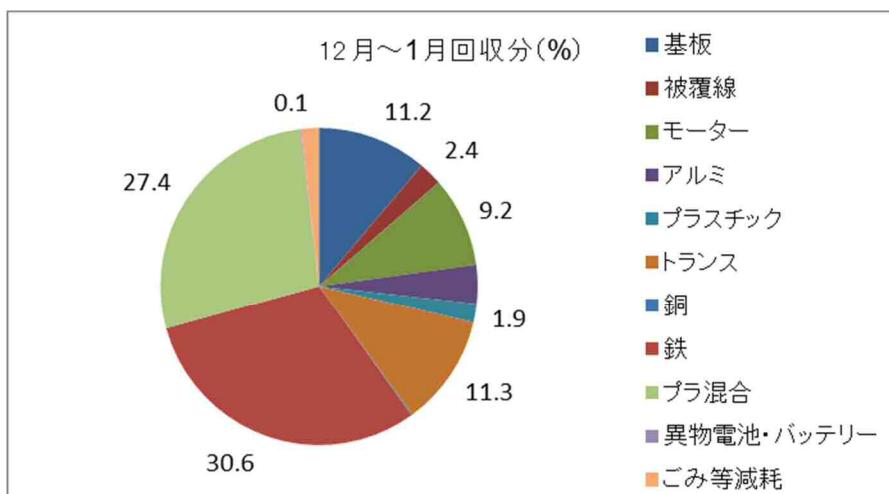


図 2-25 新郷村回収物の素材構成比（12月～1月）

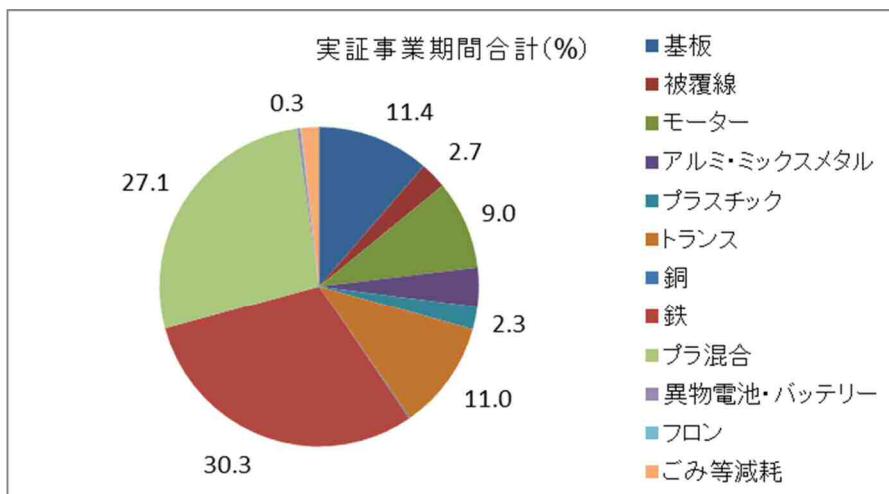


図 2-26 新郷村回収物の素材構成比（実証事業期間合計）

## 2-5. 業務の実施に係る会議の開催

市民への周知の効率的な方法、回収量を向上させるための課題や解決方法について意見交換を行うため、対象市町村及び県、中間処理事業者等を招集し、対象市町村による使用済小型家電回収前及び全体とりまとめ時に各1回会議を開催した。

会議開催日程とその概要は、表2-27及び表2-28のとおりである。

表 2-27 第1回協議会 議事概要

<p>第1回会議 (対象市町村による 使用済小型家電回 収前)</p>	<p>日時：平成26年8月28日13:30～14:30 場所：青森市内 出席者：環境省、青森県、対象市町村、中間処理事業者、 収集運搬業者 議事次第： 1. 実証事業の内容、スケジュール（小型家電リサイクル法の概要について） 2. 周知方法、回収方法、調査内容及び調査方法について (対象市町村における実証事業の概要、回収から計測までの流れ) 3. その他</p>
	<ul style="list-style-type: none"><li>平成25年4月1日から小型家電リサイクル法が施行され、国としては小型家電リサイクルシステムの構築を実施あるいは実施検討している自治体のイニシャルコストを支援すること、合わせて、成果を検討することによってこれから進めようとする自治体の参考にすることを目的としている。</li><li>実証事業の成果、よかつたところ悪かったところを検討し、後続の自治体の参考になるよう、協議会でも検討したい。</li></ul> <p>【質疑応答】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●回収ボックスに入らないという理由以外に、パソコンを回収しない理由があれば聞きたい。<ul style="list-style-type: none"><li>個人情報に関するリスクが高いこと、パソコンリサイクル法の対象であることが挙げられた。</li><li>国としては排出者が出しやすい方法、リサイクルされやすい方法であればよいという考え方で、小型家電リサイクル法の対象にパソコンをいれている。自治体が集めてはいけないというものではない。</li></ul></li><li>●日本全体でみたときの、小型家電リサイクルに対するモチベーションはどうなっているか。<ul style="list-style-type: none"><li>地域性はあるようだが、参加自治体数は確実に増えている。</li><li>実証事業を活用して広まっている。青森県ではごみの排出量が多く、リサイクル率が低いという課題があるので、進めている。</li><li>参加自治体が多くなれば、効率よい運搬ができるのではないか。</li><li>小型家電の回収を実施している自治体や中間処理事業者の情報を地図等で提供するとよいのではないか。</li><li>まだ、始まったばかりの制度であり、自治体もどれくらい安定的に量が確保できるかわからないところから、様子を見ているのではないか。</li></ul></li></ul>

表 2-28 第2回協議会 議事概要

<p>第2回会議 (全体とりまとめ時)</p>	<p>日時：平成27年2月24日 10:30～12:00、13:00～14:30、14:45～16:15 場所：青森市内 出席者：環境省、青森県、対象市町村、中間処理事業者、 収集運搬業者 議事次第： 1. 普及啓発等及び回収状況について 2. 回収率向上等のための課題整理及び考察について 3. その他</p>
<p>【回収状況について】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 降雪等天候の影響もあり、冬季に全体的に回収量は減少傾向か。また、回収開始当初多く、徐々に減少する傾向は他でも見られる。</li> <li>・ ボックス回収分よりも、最終処分場への持込み分の回収量が多い傾向があった。</li> <li>・ 日曜日に回収を受け付けている地点での回収量は平日のみ受け付けている地点よりも回収量が多かった。排出する側からみると、休日に持ち込めることは利便性が高いと考えられる。</li> </ul> <p>【回収率向上等のための課題整理及び考察について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き渡しの際、搬入車両への積込に手間がかかる。また、量が多くなるほど人手が必要になると予想されるため、工夫が必要。</li> <li>・ 他の実証事業の事例で、イベント回収で多数回収できた例がある。回収量拡大の方策として、今後、自治体のイベント等で中間処理事業者と共同でイベント回収を実施する方法もあるのではないか。また、同時に使用済小型家電の解体実演を行えば、環境教育の一環にもなるだろう。</li> <li>・ 高齢者等、回収ボックスまで持っていくことも困難な人がいるのではないか。今後、自治体内を巡回するようなイベントや業務と合わせて回収をすることも検討。</li> <li>・ 中間処理事業者に引き渡す際、電池が含まれていないか確認するため手間がかかる。電池は取り外してから排出するよう周知はしているが、今後も継続して周知が必要。</li> <li>・ 回収対象になる品目がわかりにくいのではないか。回収ボックスに入らないものでも、ものによつては窓口に持込んでもらえれば回収することを周知する必要がある。</li> <li>・ 実証事業期間中はパソコンを対象品目としていなかったが、今後、引き取ることを検討してはどうか。</li> <li>・ 回収量の確保は今後も課題といえる。財政に負担がかからない範囲で品目拡大、回収量拡大を検討していく必要がある。</li> </ul>	

### 3. 全体とりまとめ

#### 3-1. 実証事業全体の回収量について

対象市町村において、実証期間内に回収した使用済小型家電の総量を表 3-1 及び図 3-1 に示す。回収量については、対象市町村の人口、回収方法、回収品目、回収期間が異なるため、単純な比較はできないことに留意する必要がある。

本実証事業期間中に合計 2,144.60kg (892 個) の使用済小型家電が回収された。

表 3-1 回収した使用済小型家電の総量 (実証事業期間中の合計)

No.	地域名	対象市町村	重量 (kg)	個数 (個)	回収方法	回収品目	回収期間
1	青森県	つがる市	1,730.00	581	ボックス回収 持込回収	16 分類	4 か月
2		五戸町	65.45	130	ボックス回収	14 分類	5 か月
3		六戸町	65.10	105	ボックス回収	11 分類	5 か月
4		新郷村	284.05	76	ボックス回収	14 分類	5 か月
合計			2,144.60	892	—	—	—

※1：個数はケーブル、イヤホン等計測できない品目を除く。

※2：回収品目数はちらし等に記載した具体例を法制度対象品目の 28 分類に再分類した後、法制度対象品目の分類として数えたもの。

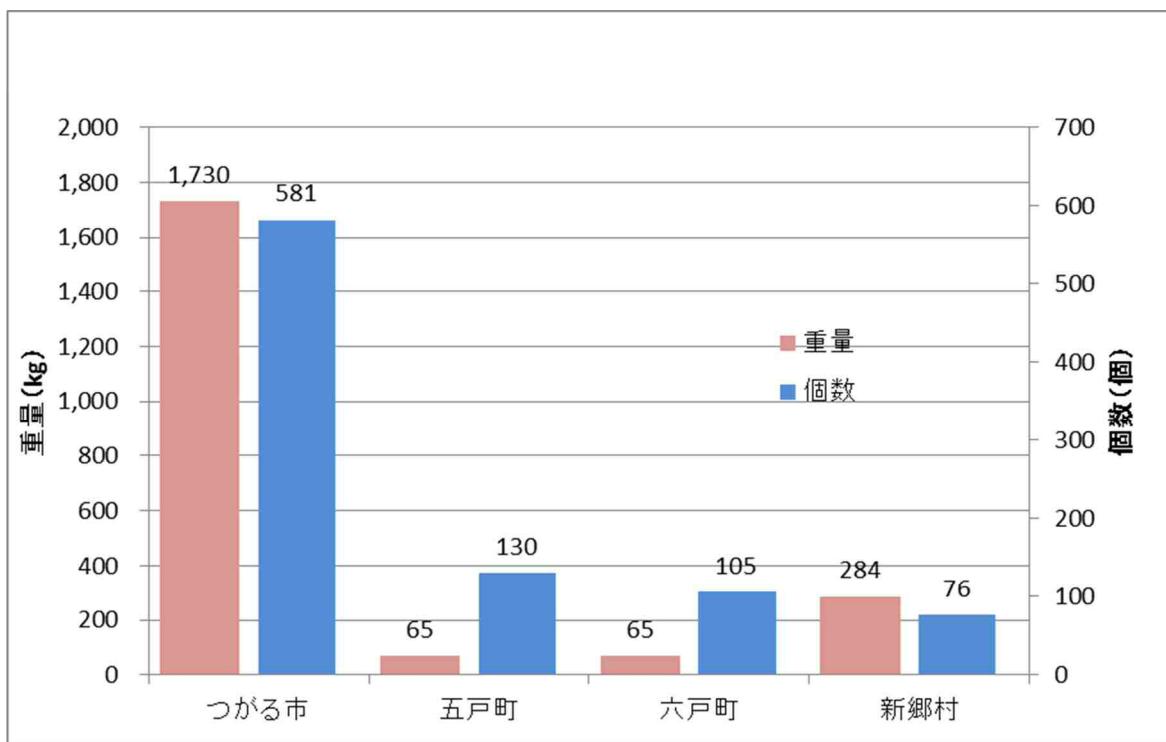


図 3-1 回収した使用済小型家電の総量 (実証事業期間中の合計)

個数の品目別割合でみると、「デジタルカメラ、ビデオカメラ・・・等の映像用機械器具」が約 15%、次いで、「携帯電話端末、PHS 端末その他の無線通信機械器具」、「デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具」、「ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用機械器具」、「上記以外の小型家電、付属品」がそれぞれ約 10%を占めていた。「上記以外の小型家電、付属品」には AC アダプタや充電器等が含まれる。

本実証事業における個数の品目別割合を図 3-2 に、対象市町村における品目別個数を図 3-3 に示す。

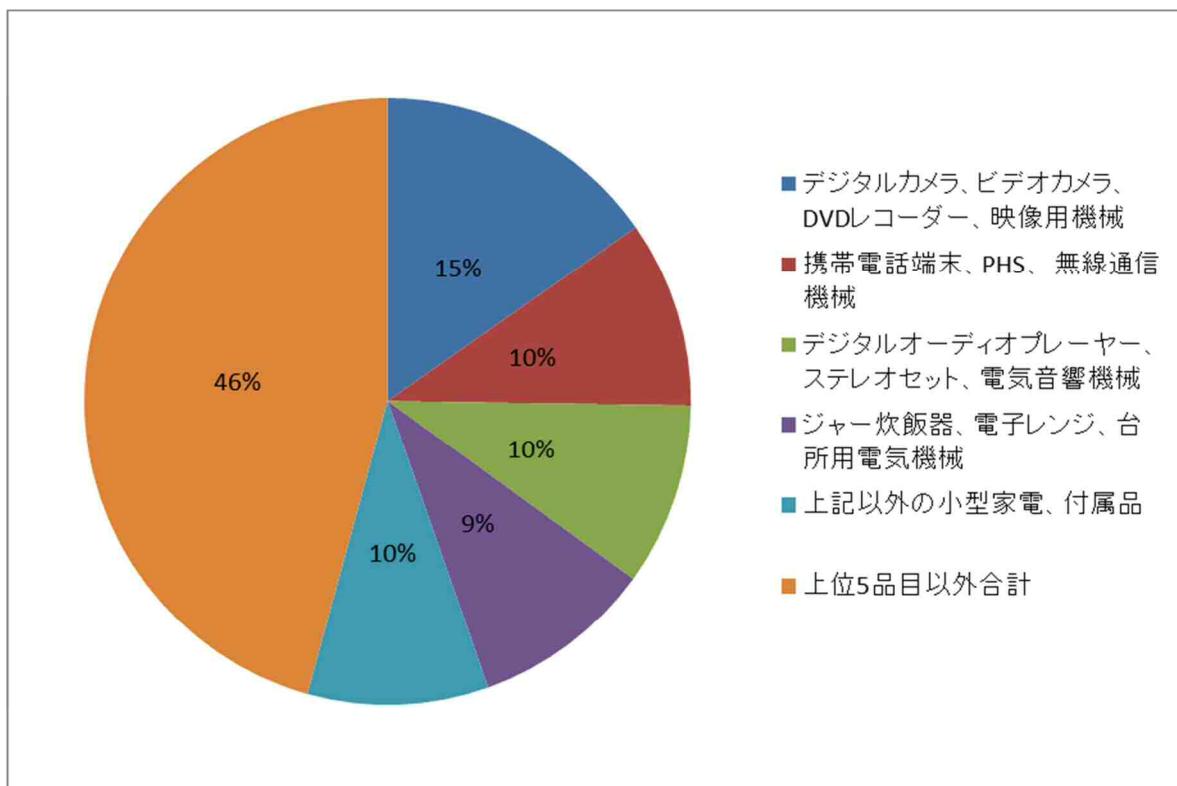
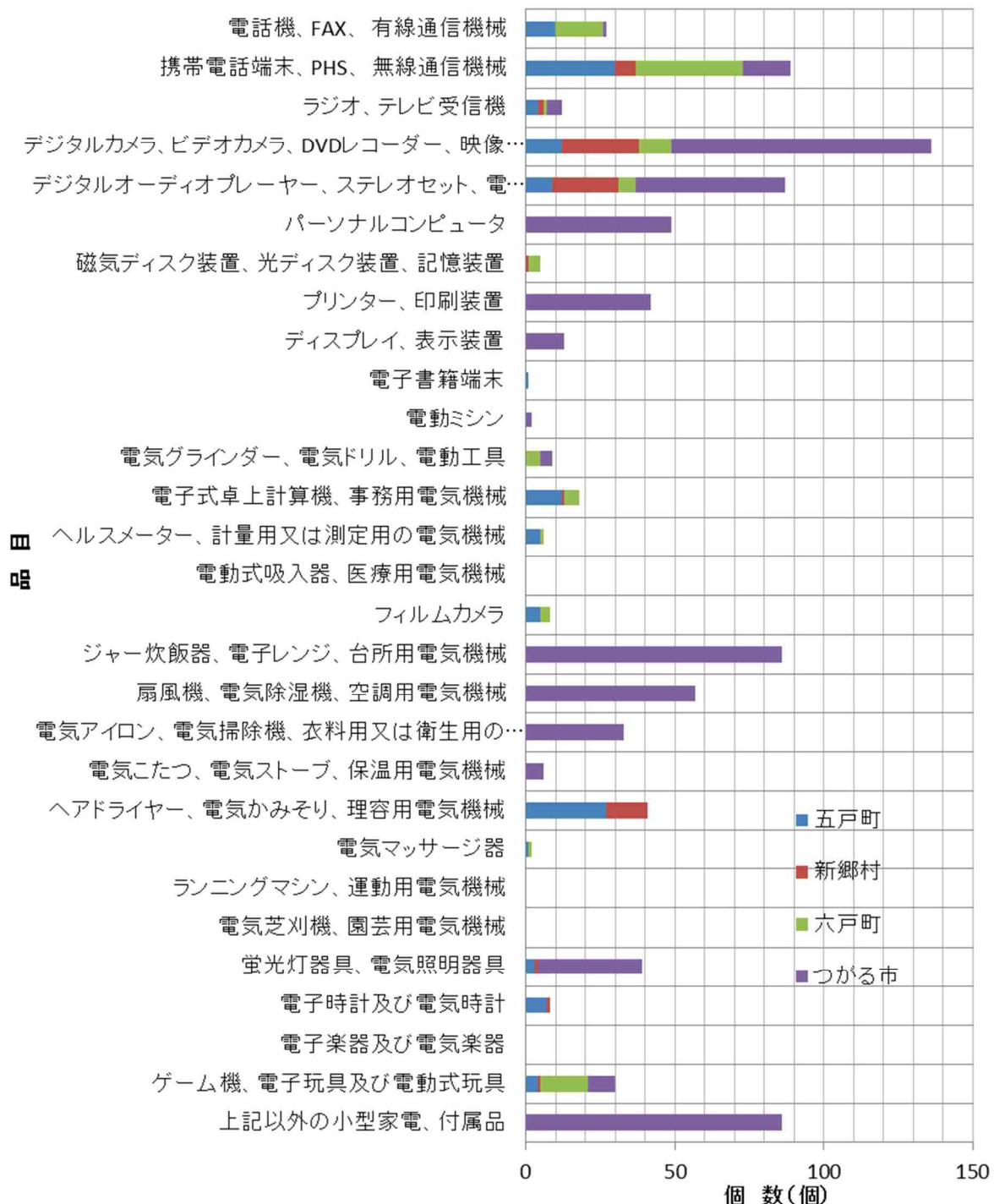


図 3-2 個数の品目別割合（上位 5 品目とそれ以外）



### 3-2. 対象市町村の回収量に対する目標値

小型家電リサイクル法では、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を定め、再資源化を実施すべき量に係る目標（以下「国の目標」という）を、以下のとおりとしている。

#### 【再資源化を実施すべき量に関する目標】

平成 27 年度までに、1 年当たり 14 万 t、1 人 1 年当たりに換算すると約 1kg

基本方針では、「使用済小型電子機器等については、資源性を有することから、広域的かつ効率的な回収が可能になれば、規模の経済が働いて、採算性を確保しつつ再資源化することも可能である。（中略）物流や中間処理において規模の経済を働かせ、効率的に収集とリサイクルを実施するためには、回収量を確保することが非常に重要である。」としている。上記の目標は、事業の採算性を確保しつつ、これまでの使用済小型家電の回収量実績からみて実現可能な回収量として試算されたものであり、市町村に課された義務等ではないが、今後市町村等が継続的に小型家電のリサイクルシステムを運用していくためには、参考とすべき値である。

国の目標の設定根拠となった「中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会小型電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会（第 12 回）産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会（第 25 回）合同会合」の資料「小型家電リサイクル制度開始から平成 27 年度までのシナリオ案と回収量」は、表 3-2 のとおりである。

表 3-2 小型家電リサイクル制度開始から平成 27 年度までのシナリオ案と回収量

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
(A)自治体の回収量 (①、②より推計)	約6,500t/年 約50g/年・人 (1%)	約33,000t/年 約260g/年・人 (5%)	約104,000t/年 約820g/年・人 (16%)
①小型電子機器等 分別自治体人口	約2,500万人 (日本全国の約20%)	約6,400万人 (日本全国の約50%)	約10,000万人 (日本全国の約80%)
②小型電子機器等 分別自治体回収量	約260g/年・人 (自治体回収率5%)	約510g/年・人 (自治体回収率10%)	約1,000g/年・人 (自治体回収率20%)
(B)小売店等の回収量(認定 事業者から委託を受けた小 売店等の回収量)	約6,500 t/年 約50g/年・人 (1%)	約19,000 t/年 約150g/年・人 (3%)	約33,000 t/年 約260g/年・人 (5%)
(A)+(B) 回収量合計	約13,000 t/年 約100g/年・人 (2%)	約52,000t/年 約410g/年・人 (8%)	約140,000t/年 約1,100g/年・人 (21%)

＜シナリオの実現可能性の検証結果＞

(A)使用済小型電子機器リサイクルに関するアンケート調査結果(第9回小委員会 参考資料2)を参考にシナリオを検証(実施済み、実施予定(H25年度ま

でに開始)、新制度導入で実施予定の合計32.6%、新制度導入でどちらかというと実施方針31.4%)。

モデル事業参加自治体における回収率を参考にシナリオを検証(最大で17.9%、平均5.2%)。制度開始当初、回収率は伸び悩むものの広報・普及啓発に

より回収率が伸びていくものと仮定。

(B)今年度実施した消費者アンケート調査結果を参考にシナリオを検証(小売店への排出割合は自治体への排出割合と同程度。アンケート調査結果の不確実性に配慮し、安全率を考慮し小型電子機器等分別自治体回収率の約1/4と仮定)。

※費用対効果分析より設定

※中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会小型電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会（第 12 回）産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会（第 25 回）合同会合」から引用。

ここで示される数値は、回収品目の品位等諸条件で異なること、また、目標値についても小型家電リサイクル法が施行されてから約2年とまだ日が浅く、今後これまでの実証事業等の結果のとりまとめが行われた上で適宜見直されていくものであることから、あくまで参考とし、本実証事業における回収量については、平成26年度シナリオ案回収量（約510g／年・人）及び基本方針に記載されている再資源化すべき目標量（約1,000g／年・人）と比較した。

対象市町村の人口から、平成26年度及び27年度の小型家電分別自治体回収量、約510g／年・人、約1kg／年・人を用いて算出した対象市町村における1か月の目標回収量と、対象市町村の回収実績を表3-3に示す。

本実証事業期間中の回収量をもとに、対象市町村の1か月当たりの回収量を推計した結果では、シナリオ案による平成26年度の目標回収量及び基本方針による目標回収量には達しなかった。

回収量は、回収方法、回収対象とする品目に左右されるものと考えられる。回収方法や回収対象品目は各自治体の状況によって、適したものを見抜していくべきであるが、リサイクルシステム全体の経済性、最終処分場の残余年数の延長という観点から、回収量を増やす方策は今後も可能なかぎり検討が望まれるところである。

表3-3 対象市町村における目標回収量と回収実績

No.	地域名	対象市町村	総人口	実証事業期間総回収量(kg)	1か月平均(kg/月)	平成26年度目標回収量※1(kg/月)	基本方針による目標回収量※2(kg/月)
1	青森県	つがる市	35,534	1,730.00	432.50	1,510	2,961
2		五戸町	18,792	65.45	13.09	799	1,566
3		六戸町	10,883	65.10	13.02	463	907
4		新郷村	2,823	284.05	56.81	120	235
合計		68,032	2,144.60	515.42	2,892	5,669	

※1：シナリオ回収量は、環境省資料「制度開始時から平成27年度までのシナリオと回収量」のうち、平成26年度自治体回収量約510g/年・人（自治体回収率10%）をもとに、対象市町村等人口から算出した。

※2：国の目標約1kg/年・人をもとに、対象市町村等人口から算出した。

### 3-3. リサイクルシステム構築に際しての課題

本実証事業を通じ、使用済小型家電のリサイクルシステム構築に際して課題となった点は以下のとおりである。

- ・回収量の確保

回収量の確保は、法の目的の一つである最終処分場の残余年数延長、事業の採算性という観点から重要である。

本実証事業ではつがる市で最終処分場への持回収を実施した他はボックス回収のみを実施した。ボックス回収は小型家電の中でも特に小型のものを回収対象とする場合に利用しやすい方法であるが、比較的重量の軽いものが多くなることから、同じ期間回収しても、回収重量は他の回収方法よりも小さくなる傾向がある。回収重量を増やすためにはボックス回収以外の回収方法も行うことが考えらえる。

比較的大型で、重量のある使用済小型家電を回収対象品目とするためには、ピックアップ回収、ステーション回収、イベント回収、持回収が考えられる。また、ボックスに入らないものを自治体庁舎等の窓口で受け取るという事例もみられる。イベント回収については認定事業者等と協力し、使用済小型家電の回収のみではなく、使用済小型家電を解体する作業を参加者に体験してもらうといった内容を追加することにより、普及啓発の一環としても役立つであろう。

ただし、回収量が多くなった場合には、保管場所、保管方法、各回収拠点から一時保管場所までの運搬作業にあたる人員や時間の確保について検討しておく必要がある。

- ・回収ボックスの設置場所

一部には回収量がゼロとなった期間がある回収ボックスもあった。このような地点は近接する施設にも回収ボックスがある、回収ボックス周辺の人口が少ない地域であるなどの要因が考えられた。しかし、現状では他に設置場所として適当な施設がないこともある。

本実証事業では回収ボックスの設置場所は全て、常時職員のいる施設の屋内に設置したが、もし、人が集まる場所であっても屋外にしか設置できないような場所に設置するのであれば、あらかじめ回収ボックス本体に金具をつけて、建物の柱などに固定するといった盗難対策等が必要と考える。

また、排出する側の利便性を考慮して、日常の買い物など他の用事のついでに排出することができるスーパーマーケットなどの民間施設に設置することも考えられるが、回収ボックス本体の盗難や回収物の持ち去り、ごみなどの誤投入を防止するため、管理体制には十分注意する必要がある。

#### ・収集運搬費、処理費の負担

一時保管場所から中間処理事業者までの運搬は、各自治体の一般廃棄物収集運搬業の許可を有する収集・運搬事業者に依頼する、中間処理事業者が直接運搬するという方法があった。いずれの場合も、一定の収集運搬費用が発生した。

また、二次電池やフロンガスを含むもの、ブラウン管テレビが混入された場合については中間処理事業者としても適切に処理するためには処理費用を請求せざるを得ない。

本実証事業では、自治体ごとの回収量は決して多くはないこと、また、実証事業として計測を行うために回収量に応じてではなく、一定期間を定めて少量での搬出となったこと、一時保管場所から中間処理施設までの運搬距離が遠いなどの理由から、自治体から中間処理事業者への引渡し価格は無償としたが、運搬には別途費用が発生した。

一定期間当たりの回収量が少量である場合の対応策としては、①定期的に搬出するのではなく、できるだけ一時保管場所等に集積してから搬出する、②近隣の他の自治体と同時に運搬できるよう調整するといった対応で効率化を図ることが考えられる。

#### ・回収対象品目の選定

回収対象品目の選定に際しては、比較的大きな使用済小型家電を集める場合、①保管場所があるか、②ピックアップ回収、ステーション回収、持回収に対応する人員等を確保できるか、③回収量が確保できるかという点で市町村等と中間処理事業者、収集・運搬事業者との調整が必要である。本実証事業のように、比較的人口の少ない地域での使用済小型家電リサイクルシステムとしては、特定対象品目<sup>※1</sup>を中心に回収し、できるだけ多く集積し、収集・運搬を行うことが適していると考えられる。また、品目を限定する場合、住民への周知の際に説明が複雑になることも懸念の一つである。

一方で、使用済小型家電の多くは重量に対して容積が大きい傾向があり、回収量によっては、重量の割に運搬の回数を増やすなければならなくなる可能性がある。さらに、基板等の使用量が少ない品目が多数含まれるとなると、処理の効率、経済的な採算性が確保できない恐れがある。回収対象品目は、回収方法及び回収量を勘案し、中間処理事業者と十分調整することが必要である。

※1：特定対象品目とは、対象とする品目の全てを認定事業者に引き渡す場合に、認定事業者における経費（静脈物流費、中間処理費、システム管理費等）と有用資源売却益がトータルで釣り合う範囲として平成24年時点での試算し、抽出した品目の群から、資源性と分別のしやすさから特にリサイクルするべき品目として国がガイドラインにおいて指定するもの。

### 3-4. まとめ

本実証事業を通じて、最も大きな課題となったのは回収量の確保である。

小型家電リサイクル法は、国、自治体、国民、事業者等全ての関係者の理解と協力のもと、日本国内で使用済小型家電を資源として循環させる仕組みを目指しているが、このリサイクルシステムを継続的に運用していくためには、できるだけ多くの使用済小型家電を回収し、効率よく収集運搬や処理を行うことが前提となる。

現状では、回収された使用済小型家電の量や質、金属の買取価格など使用済小型家電に関わらず経済的な要因によっても影響を受け、自治体、中間処理事業者が使用済小型家電から利益を得られる仕組みとすることは、法制度全体のあり方として今後も検討課題である。

事業の採算性を考える場合、まずは回収量の確保が重要であるが、市町村等が使用済小型家電の回収量を確保するためには、不燃ごみ等からのピックアップ回収、あるいは従来の回収方法に沿ったステーション回収などの実施が必要であると考えられる。ただし、ピックアップ回収を実施するためには、ピックアップ作業に係る人員の確保、その人件費及び委託費用、あるいは作業場所と保管場所の確保や、ベルトコンベア等施設の改変が必要となる場合もある。また、ボックス回収は市民意識の向上や個人情報が含まれる携帯電話などの排出が促進される一方で、回収量が少なく、各ボックスからの回収作業の人員確保、人件費に加え、市民へ広報するためのチラシやポスターなどの費用が必要となる。回収方法については、複数の回収方法を選択することにより、より効果が得られるとの事例もあるが、いずれにしても市町村等の負担は増加する可能性があることに留意する必要がある。

また、自治体及び中間処理事業者の共通の課題として、携帯電話に付帯する電池の取り外し作業などが挙げられる。中間処理施設における破碎処理の際、電池が含まれていると発火、火災の原因となるため、現状では自治体あるいは中間処理事業者がこの作業を行っている。今後は、排出時の分別徹底を促進するなど、排出者の協力を得ることにより、自治体や中間処理事業者の負担を減らすことができると考えられる。

さらに、使用済小型家電に含まれるニッケルやタンクステンなどのレアメタル回収の重要性が問われているものの、現在ではその量や経済性からリサイクルできない鉱種が多い。そのため、回収可能な鉱種及び回収量の増加が可能となるよう中間処理事業者あるいは製造者との連携による技術開発が望まれる。

使用済小型家電のリサイクルは短期的な経済性だけではなく、長期的な視野のもと、関係者が連携して体制を構築していくことが重要であると考える。

## 添 付 資 料

- (1) 物品リスト
- (2) 広報物事例
- (3) 物品等の使用状況
- (4) 対象市町村における回収品目別計数・計量表

## 添付資料 (1)

### 物品リスト

物品リスト

対象市町村		物品	仕様数量	実績数量	備考
1 青森県つがる市		回収ボックス	5	5	シール3種含む
		保管ボックス	3	0	メッシュパレット及びフレコンパックに変更
		メッシュパレット	0	6	保管ボックスから変更
		フレコンパック	0	20	保管ボックスから変更
		のぼり	8	8	
		チラシ	15,000	15,000	
2 青森県五戸町		回収ボックス	4	4	シール2種含む
		選別用コンテナ	4	3	1台を折り畳みコンテナに変更
		折り畳みコンテナ	0	10	選別用コンテナから変更
		のぼり	4	4	
		チラシ	7,000	7,000	
3 青森県六戸町		回収ボックス	2	2	シール3種含む
		のぼり	2	2	
		チラシ	4,500	4,500	
4 青森県新郷村		回収ボックス	2	2	シール3種含む
		選別用コンテナ	2	1	1台を折り畳みコンテナに変更
		折り畳みコンテナ	0	10	選別用コンテナから変更
		のぼり	2	2	
		チラシ	1,000	1,000	

## 添付資料 (2)

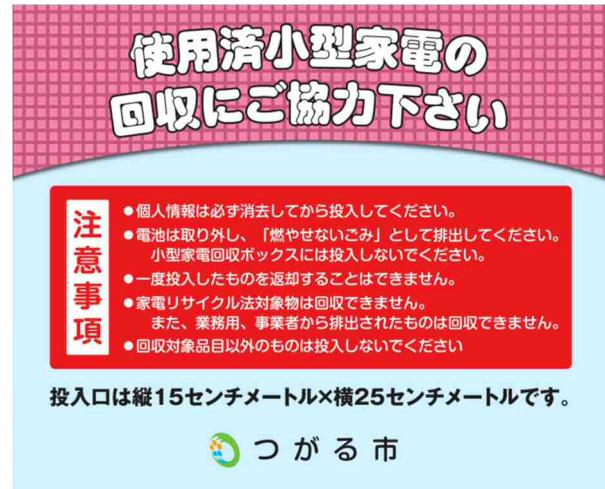
広報物事例

## 1. つがる市

ボックス添付シール



ボックス前面



背面パネル



小型家電リサイクルマーク

のぼり旗



つがる市

# 使用済小型家電の回収に ご協力お願い致します

10月1日から  
回収開始

つがる市では資源の再利用、  
ごみ減量のため、使用済小型家電を回収します。

回収可能な小型家電は裏面の表に記載したものです。投入口の大きさ 約15センチメートル、  
横25センチメートルに入る、小型家電は回収ボックスに投入することができます。

投入口に入らない大きさのものでも最終処分場に持ちこむことができます。

また、パソコンは市役所環境衛生窓口で回収します。(壊れていても回収することができます!)

回収対象となる小型家電の例 (詳しくは裏面へ)



携帯電話端末  
(PHS端末、スマートフォン含む)



タブレット端末



ゲーム機



デジタルオーディオプレーヤー



USBメモリ



デジタルカメラ、ビデオカメラ



ノートPC



ACアダプタ



電気ドリル

**注意事項**

- 個人情報は必ず消去してから投入してください。
- 電池は取り外し、「燃やせないごみ」として排出してください。  
小型家電回収ボックスには投入しないでください。
- 一度投入したものを返却することはできません。
- 家電リサイクル法対象物は回収できません。  
また、業務用、事業者から排出されたものは回収できません。
- 回収対象品目以外のものは投入しないでください

お問い合わせ先

つがる市環境衛生課: 42-2111 (内線281)

●回収ボックスは下記の施設に設置してあります。

開庁時間内 (8時30分～17時15分) に投入することができます。

設置場所

- ・つがる市役所庁舎 環境衛生課
- ・つがる市役所庁舎 ロビー
- ・つがる出張所内 (イオンモールつがる柏) ※開庁時間: 10時～19時
- ・つがる市役所出張所内
- ・つがる市役所出張所内

【回収ボックスの外観】



このボックスとこのマーク  
が目印です

●回収品目 (詳細)

あ アンプ	換気扇	地上デジタルチューナー	トースター
か カーCDプレイヤー	クリッキングヒーター	デジタルオーディオプレーヤー	ビデオカメラ
か-DVD	携帯型ゲーム機	デジタルカムラ	ビデオテープレコーダー
か-MD	ケーブルテレビ用STB	電気アイロン	ビデオプロジェクション
か-カラーテレビ	除湿機	電気温水器	フォトプリント
か-ステレオ	食器洗い乾燥機	電気調節器具	プラグ・ジャック
か-スピーカー	炊飯器	電気掃除機	プリント
か-ラップ	愛用型ゲーム機	電気暖房器具	プロジェクタ
か-ラップ	スマートフォン・タブレット	電気ドライヤー	ETCユニット
か-ラップ	家庭用洗濯機	電気のこぎり	HDDプレーヤー
か-ラップ	その他電動工具	電子レンジ	DVDプレーヤー
か-ラップ	音楽機	ミキサー	MDプレーヤー
か-ラップ	家庭用ミシン	ACアダプタ	VICSユニット

パソコンや周辺機器、携帯電話端末の回収について  
つがる市役所環境衛生課 窓口で回収 (個人情報は必ず消去してください。)

通信機器	パソコン タブレット端末
携帯電話端末 (スマートフォン、PHS端末含む)、 タブレット端末	パソコン USBメモリ等、ハードディスクドライブ

●市外の方、事業者の方は持ち込みません。

●使用済小型家電のリサイクルを行うと…

資源の有効活用	有用金属を回収し、リサイクルできます。
ごみの減量	最終処分場に入るごみを減らすことができます。

●専用の回収ボックスに集まつた使用済小型家電は…

専門のリサイクル事業者に引渡し、リサイクル事業者で処理されて、メーカーなどで原料として再利用されます。

限りある資源を有効に利用するため、ご家庭で不要になった小型家電は回収ボックスでの回収にご協力お願い致します。

[ホームページ](#)



つがる市  
Tsugaru City Web site

サイトマップ トップページ

■ 環境・ごみ・リサイクル

- ごみ関係
- ・ごみ分別の手続き、収集日
- ・ごみ処理基本計画(PDF 13.55MB)
- ・ごみ処理基本計画【概要版】(PDF 658.44KB)

- リサイクル
- ・つがる環境協議会
- ・古紙リサイクル
- ・衣類などの回収
- ・使用済小型家電の回収

■ 環境への取り組み

- ・一般廃棄物処理施設の維持管理情報
- ・つがる市環境保全率先行計画

## 使用済小型家電の回収をしています

パソコン、携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機などの小型家電には、鉄や銅などのベースメタル、リチウム、チタン、マンガン、白金などのレアメタルが使われています。

市では、小型家電に使用されているベースメタルやレアメタルなどをリサイクル（再利用）するため、10月から市公共施設8カ所に回収ボックスを設置して家庭で不要となった使用済小型家電を回収しています。

ごみの減量化、資源化のため皆さんのご協力をお願いします。

### 【回収ボックス設置場所】縦15cm、横25cm程度のもの

- ・つがる市役所庁舎 環境衛生課
- ・つがる市柏分庁舎 ロビー
- ・つがる出張所（イオンモールつがる柏）
- ・つがる市稻垣出張所
- ・つがる市車力出張所

### 【回収ボックスに入らない対象品目は各地区の最終処分場で回収しています。】

- ・木造・稻垣一般廃棄物最終処分場（木造・稻垣地区の方）
- ・森田一般廃棄物最終処分場（柏、森田地区の方）
- ・車力一般廃棄物最終処分場（車力地区の方）

あ	アンプ	ケーブルテレビ用STB	電気掃除機	ま	ミキサー
か	カーコードプレイヤー	除湿機	電気暖房機器		ACアダプタ
	カーディスク	食器洗い乾燥機	電気ドリル		BDレコーダー/プレーヤー
	カーモニタ	炊飯器	電気のこぎり		BS/CSアンテナ
	カーラーテレビ	据置型ゲーム機	電子レンジ		CDプレーヤー
	カーステレオ	スピーカーシステム	トースター		CS専用アンテナ
	カースピーカー	扇風機	は		CSデジタルチューナー
	カーナビゲーションシステム	その他電動工具	ビデオカメラ		DVD-ビデオ
	カーラジオ	地上デジタルチューナー	ビデオテープレコーダー		ETCユニット
	家庭用生ごみ処理機	デジタルオーディオプレーヤー	ビデオプロジェクション		HDDプレーヤー
	家庭用ミシン	デジタルカメラ	フォトプリンタ		ICレコーダー
	換気扇	電気アイロン	プラグ・ジャック		MDプレーヤー
	クッキングヒーター	電気温水器	プリンタ		VICSユニット
	携帯型ゲーム機	電気照明器具	プロジェクタ		
			ホットプレート		

【携帯電話、パソコンおよび周辺機器】の回収は市役所 環境衛生課 窓口で回収しています。

通信機器	携帯電話端末（スマートフォン、PHS端末含む） タブレット端末	パソコン周辺機器	ルーター、モ뎀等 SDカード、コンパクトフラッシュ等 ハードディスクドライブ
------	------------------------------------	----------	--

### 「家電リサイクル法」の対象品目

テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機については、これまでどおり販売店、取扱店にご相談ください。

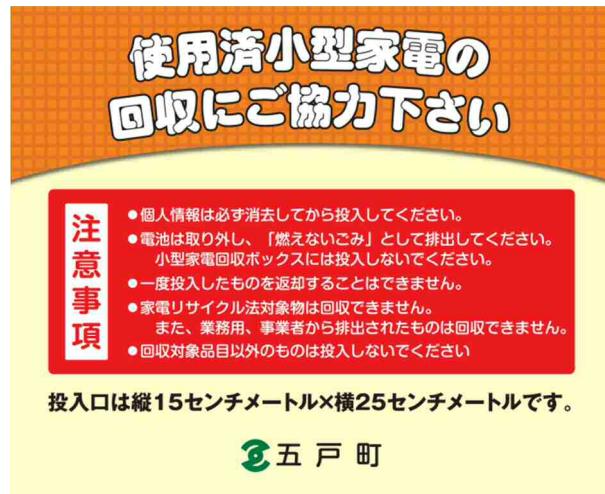
民生部 環境衛生課 42-2111（内線 281）

2. 五戸町

ボックス添付シール



ボックス前面



背面パネル

のぼり旗



五戸町

# 使用済小型家電の回収に ご協力をお願い致します

9月1日から  
回収開始

五戸町では資源の再利用、  
ごみ減量のため、専用の回収ボックスを設置し、  
使用済小型家電を回収します。  
みなさんのご協力をお願い致します。

回収可能な小型家電は投入口の大きさ縦15センチメートル、横25センチメートルに入れる、次の小型家電です。（壊れていても回収することができます！）

回収対象となる小型家電の例（詳しくは裏面へ）

● 注意事項

- 個人情報は必ず消去してから投入してください。
- 電池は取り外し、「燃えないごみ」として排出してください。  
小型家電回収ボックスには投入しないでください。
- 一度投入したものを返却することはできません。
- 家電リサイクル法対象物は回収できません。  
また、業務用、事業者から排出されたものは回収できません。
- 回収対象品目以外のものは投入しないでください

お問い合わせ先 五戸町福祉保健課：0178-62-2111代

●回収ボックスは下記の施設に設置してあります。

開庁時間内（8時15分～17時）はいつでも投入することができます。

設置場所

施設名	住 所
五戸町役場	五戸町字古館21-1
川内支所	五戸町大字上市川字中坪1-1
浅田支所	五戸町大字浅水字浅水119
倉石支所	五戸町大字倉石字市上三平19-1



●回収品目（詳細）

携帯電話端末	携帯電話端末（PHS端末、スマートフォン含む）	補助記憶装置	ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード
通信機器	電話機、ファクシミリ	電子書籍端末等	電子書籍端末、電子辞書、電子辞書
タブレット端末	タブレット端末	計量用・測定用の電子機器	電子血圧計、電子体温計
ラジオ	ラジオ	家庭用ゲーム機等	接続型、携帯型のゲーム機、ミニ電子ゲーム機
映像用機器	デジタルカメラ、ビデオカメラ	カーナビ、カーカラーテレビ、カーナビゲーター、カーボーディオ、ETC車載ユニット、VICSユニット	カーナビ、カーカラーテレビ、カーナビゲーター、カーボーディオ、ETC車載ユニット、VICSユニット
音声機器	MD・CD・テープのレコーダー/プレーヤー、デジタルムービーカメラ、ヘッドホン、イヤホン、ICレコーダー、補聴器	その他の小型電子機器等	ヘアードライヤー、ヘアアイロン、電気カミソリ、電気カミソリ洗浄機、電気バリカン、電動歯ブラシ、床中電灯、時計等
これらの付属品	リモコン、ACアダプタ、ケーブル、プラグ、ジャック、充電器等		

●使用済小型家電のリサイクルを行うと…

資源の有効活用 有用金属を回収し、リサイクルできます。

ごみの減量 最終処分場に入れるごみを減らすことができます。



●専用の回収ボックスに集まつた使用済小型家電は…

専門のリサイクル事業者に引渡し、リサイクル事業者で処理されて、メーカーなどで原料として再利用されます。

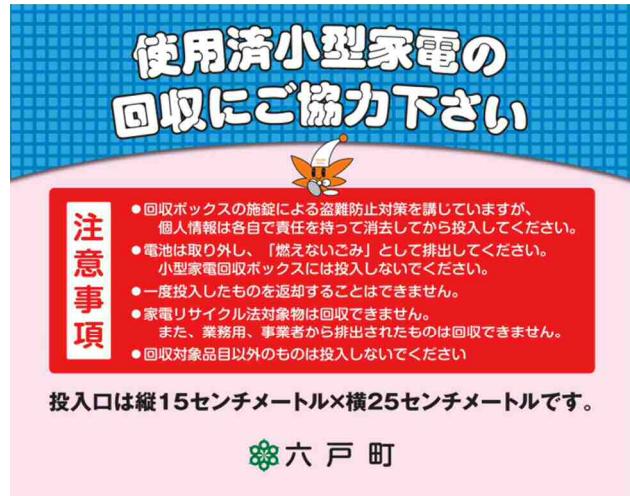
限りある資源を有効に利用するため、ご家庭で不要になった小型家電は回収ボックスでの回収にご協力をお願い致します。

3. 六戸町

ボックス添付シール



ボックス前面



背面パネル



小型家電リサイクルマーク



六戸町

# 使用済小型家電の回収に ご協力をお願い致します

9月1日から  
回収開始

六戸町では資源の再利用、  
ごみ減量のため、専用の回収ボックスを設置し、  
使用済小型家電を回収します。  
みなさんのご協力をお願い致します。

回収可能な小型家電は投入口の大きさ縦15センチメートル、横25センチメートルに  
に入る、次の小型家電です。（壊れていても回収することができます！）

回収対象となる小型家電の例（詳しくは裏面へ）

- 回収ボックスの施設による盗難防止対策を講じていますが、個人情報は各自で責任を持って消去してから投入してください。
- 電池は取り外し、「燃えないごみ」として排出してください。  
小型家電回収ボックスには投入しないでください。
- 一度投げたものを返却することはできません。
- 家電リサイクル法対象物は回収できません。  
また、業務用、事業者から排出されたものは回収できません。
- 回収対象品目以外のものは投入しないでください

## 注意事項

お問い合わせ先

六戸町公民課：0176-55-3111代

●回収ボックスは下記の施設に設置してあります。	
設置場所	
施設名	住 所
六戸町役場	六戸町大字犬落瀬字前谷地60 (平日:8時15分～17時、土・日・祝日を除く)
おしゃい農業協同組合 六戸支店	六戸町大字犬落瀬字柴山1-6-2 (平日:8時15分～17時、土曜日:8時15分～12時、日・祝日を除く)
 <span style="color: orange;">様のボックス とのマーク が目印です</span>	
【回収ボックスの外観】	
●回収品目（詳細）	
通信機器	電話機（携帯・固定・子機） ファックスシリ 携帯電話端末（PHS端末、スマートフォン含む） タブレット端末
パソコン周辺機器	ルーター・モニタ SDカード・USBメモリ・フラッシュ等 ハードディスクドライブ（外付け型・内蔵型）
映像用機器	デジタルカメラ ビデオカメラ スマートフォン HDDレコーダー DVD・ブルーレイ・ビデオテープのレコーダ/プレーヤ ラジカセ
音響用機器	ラジオ MD・CD・テープのレコーダ/プレーヤ デジタルオーディオプレーヤ ヘッドホン・イヤホン ICカードリーダー/ライタ ラジカセ
電子辞書等	電子辞書 電子手帳 電子
測定機器	測定機器
体重計 体脂肪計	体重計 体脂肪計
家庭用ゲーム機	家庭用ゲーム機
カーアクセ	カーアクセ
カーナビ ETC車載ユニット カーステレオ	カーナビ ETC車載ユニット カーステレオ
電動工具	電動工具
電気ドリル インパクトドライバー	電気ドリル インパクトドライバー
付属品等	付属品等
リモコン 電源アダプタ（ACアダプタ、プラグ、 ジャック、充電器等を含む） 電子基板	リモコン 電源アダプタ（ACアダプタ、プラグ、 ジャック、充電器等を含む） 電子基板
●使用済小型家電のリサイクルを行うと…	
資源の有効活用	
有用金属を回収し、リサイクル できます。	
ごみの減量	
最終処分場に入れるごみを減らす ことができます。	
	
●専用の回収ボックスに集まった使用済小型家電は…	
専門のリサイクル事業者に引渡し、リサイクル事業者で処理されて、メーカーなどで原 料として再利用されます。	
限りある資源を有効に利用するため、ご家庭で不要になった小型家電は回収ボックスで の回収にご協力をお願い致します。	

六戸町 Rokunohe Town

▶ サイトマップ ▶ サイトの使い方 ▶ English ▶ サイト内検索 Google 検索 文字の大きさ 標準 中 大

## 恵みの大地と人が結び合う やすらぎと感動の定住拠点 六戸



トップページ Top Page

暮らし・防災 Life, Disaster Prevention

健康・福祉・子育て Health, Welfare, Raising Children

まち・環境 Town, Environment

教育・文化・スポーツ Education, Culture, Sports

産業・ビジネス Industry, Business

町政情報 Town administration

TOPページ > サイトマップ > サイトの使い方 > エンタメ・リサイクル > 使用済小型家電回収ボックス

### 使用済小型家電回収ボックス

六戸町では資源の再利用、ごみの減量のため、専用の回収ボックスを設置し、使用済小型家電を回収します。お手数をおかけしますが、みなさんのご協力をお願いします。

- 設置場所 六戸町役場、おいらせ農協六戸支店
- 投入口の大きさ 約15センチメートル×幅25センチメートル
- 回収品目 デジタルカメラ、ゲーム機、携帯電話、電子辞書など（壊れていても回収できます。）詳しくは、下記ダウンロードファイルを参照してください。



【六戸町役場 面玄関】  
【おいらせ農協六戸支店 玄関】

便利な情報

- 子育て支援
- 定住促進事業
- バス時刻表
- 施設案内
- 町勢データ
- 六戸町条例規集
- 申請書ダウンロード

特産品いろいろ

広報ろくのへ

Rokunohe Welcome English ROOM

スマートフォン用サイトはこちらから

モバイル版 六戸町ホームページ

添付用紙回収用紙回収用紙 (PDF文書/442KB)

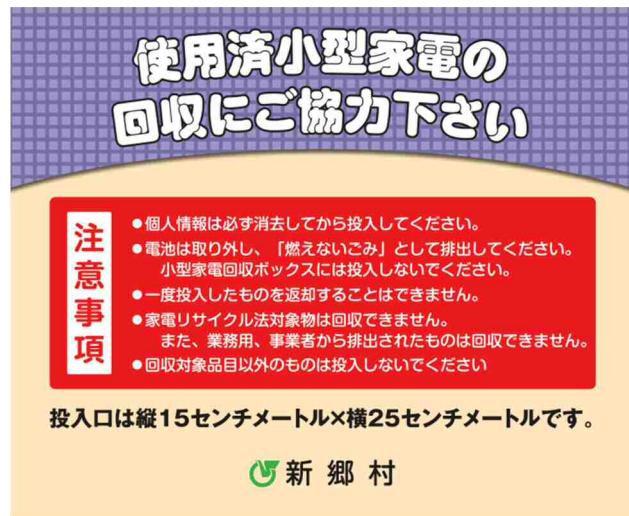
添付資料を見るためにはビューアソフトが必要な場合があります。詳しくは こちら をご覧ください。

更新日：2014.09.10

ボックス添付シール



ボックス前面



背面パネル



小型家電リサイクルマーク

のぼり旗



新郷村

## 使用済小型家電の回収に ご協力をお願い致します

新郷村では資源の再利用、  
ごみ減量のため、専用の回収ボックスを設置し、  
使用済小型家電を回収します。  
みなさんのご協力ををお願い致します。

回収可能な小型家電は投入口の大きさ縦15センチメートル、横25センチメートルに入れる、次の小型家電です。（壊れても回収することができます！）

回収対象となる小型家電の例（詳しくは裏面へ）

**注意事項**

- 個人情報は必ず消去してから投入してください。
- 電池は取り外し、「燃えないごみ」として排出してください。  
小型家電回収ボックスには投入しないでください。
- 一度投入したものを返却することはできません。
- 家電リサイクル法対象物は回収できません。  
また、業務用、事業者から排出されたものは回収できません。
- 回収対象品以外のものは投入しないでください

お問い合わせ先 新郷村住民生活課：0178-61-7555  
厚生グループ（担当：福山）

●回収ボックスは下記の施設に設置しております。

開庁時間内（8時15分～17時）はいつでも投入することができます。

設置場所

施設名	住 所
新郷村役場	新郷村大字戸来字風呂前10
西越地区公民館	新郷村大字西越字日向26-1

[回収ボックスの外観]

●回収品目（詳細）

機器種別	機器名	補助記入欄	機器種別	機器名
携帯電話端末	携帯電話端末（PHS端末、スマートフォン含む）	補助記入欄	USBメモリ、スマートフォン含む	ハーネディスク
通信機器	電話機、ファクシミリ	電子書籍端末等	電子書籍端末、電子辞書	USBメモリ、メモリーカード
タブレット端末	タブレット端末	計量用・測定用の器具	電子血压計	電子辞書
ラジオ	ラジオ	電子体温計	電子体温計	電子辞書
映像用機器	デジタルカメラ、ビデオカメラ	ゲーム機	家庭用ゲーム機	ハーネディスク
音声機器	MP3・CD・データの記録・再生機器	カーナビゲーション	ミニ電子ゲーム機	USBメモリ、メモリーカード
その他	ヘッドホン、イヤホン	カーナビゲーション	ミニ電子ゲーム機	電子辞書
これらの付属品		ACアダプタ	電子体温計	電子辞書
			ヘアードライヤー、ヘアアイロン	電子辞書
			電気カミソリ、電気カミソリ洗浄機	電子辞書
			電気ハサツ、電動歯ブラシ	電子辞書
			時計等	電子辞書

●使用済小型家電のリサイクルを行うと…

資源の有効活用 有用金属を回収し、リサイクルできます。

ごみの減量 最終処分場に入れるごみを減らすことができます。

●専用の回収ボックスに集まった使用済小型家電は…

専門のリサイクル事業者に引渡し、リサイクル事業者で処理されて、メーカーなどで原料として再利用されます。

限りある資源を有効に利用するため、ご家庭で不要になった小型家電は回収ボックスでの回収にご協力をお願い致します。

## 添付資料 (3)

物品等の使用状況

# 1. つがる市

## 回収ボックス



つがる市役所



柏分庁舎



つがる出張所



稻垣出張所



車力出張所

メッシュパレット使用状況



搬出時の状況



市役所



森田処分場

## 2. 五戸町

### 回収ボックス



五戸町役場



川内支所



浅田支所



倉石支所 (12月～)



倉石支所 (9～11月)

保管場所



搬出時の状況

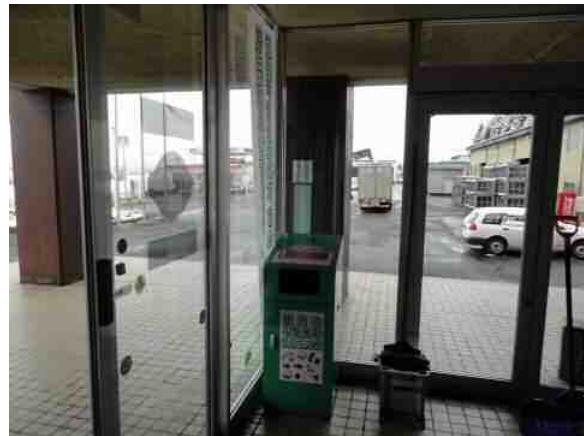


### 3. 六戸町

#### 回収ボックス



六戸町役場



おいらせ農業協同組合六戸支店

#### 保管場所



#### 搬出時の状況



#### 4. 新郷村

##### 回収ボックス



新郷村役場



西越地区公民館

##### 保管場所



##### 選別用コンテナ使用状況



## 添付資料(4)

対象市町村における回収品目別計数・計量表

## 1. つがる市

### 10月度回収結果

単位：個

政令No.	品目	市役所	つがる出張所	柏分庁舎	稲垣出張所	車力出張所	木造・稻垣処分場	森田処分場	車力処分場	合計
2	カーナビゲーションシステム									0
2	携帯電話		6						1	7
2	ETCユニット									0
2	PHS									0
2	VICSユニット									0
2	CB無線									0
3	カーラジオ									0
4	カーディスク									0
4	カーラーテレビ									0
4	カーチューナー									0
4	ケーブルテレビ用STB									0
4	地上デジタルチューナー		1							1
4	デジタルカメラ		6	3						9
4	ビデオカメラ		2							2
4	ビデオテープレコーダー		4					1	1	6
4	ビデオプロジェクション									0
4	プロジェクタ									0
4	BDレコーダー/プレーヤー									0
4	BS/CSアンテナ									0
4	CS専用アンテナ									0
4	CSデジタルチューナー									0
4	DVD-ビデオ		7	1					1	9
4	HDDプレーヤー			3						3
5	アンプ								4	4
5	カーディスク									0
5	カーディスク								1	1
5	カーステレオ									0
5	カースピーカー									0
5	スピーカーシステム							4	1	5
5	デジタルオーディオプレーヤー		1		1					2
5	CDプレーヤー		2	2				5	1	10
5	ICレコーダー									0
5	MDプレーヤー		1							1
6	デスクトップPC		8						1	9
6	ノートPC		13			1				14
8	フォトプリンタ			1				1	1	3
8	プリンタ		7						6	13
9	モニター		6							6
11	家庭用ミシン									0
12	その他電動工具								1	1
12	電気ドリル		2							2
12	電気のこぎり									0
17	換気扇								1	1
17	クッキングヒーター			4						4
17	食器洗い乾燥機									0
17	炊飯器		5				1	5	9	20
17	電子レンジ						1		10	11
17	トースター									0
17	ホットプレート							1	1	2
17	ミキサー									0
18	電気温水器									5
18	除湿機								1	1
18	扇風機		1				4	1	12	18
19	電気アイロン									0
19	電気掃除機							2	7	9
20	電気暖房機器						1			1
25	電気照明器具							1	3	9
28	携帯型ゲーム機			3					3	6
28	据置型ゲーム機		2							2
29	家庭用生ごみ処理機								1	1
29	プラグ・ジャック									0
29	ACアダプタ		27	6		1			5	39
29	ケーブル	多數								多數
29	テンキー		9							9
29	スキャナー		1							1

## 11月度回収結果

単位：個

政令No.	品目	市役所	つがる出張所	柏分庁舎	福垣出張所	車力出張所	木造・福垣処分場	森田処分場	車力処分場	合計
2	カーナビゲーションシステム									0
2	携帯電話		1							1
2	ETCユニット									0
2	PHS									0
2	VICSユニット									0
2	CB無線		2							2
3	カーラジオ		1						2	3
4	カーディスク									0
4	カーラーテレビ									0
4	カーチューナー									0
4	ケーブルテレビ用STB									0
4	地上デジタルチューナー									0
4	デジタルカメラ	1	2							3
4	ビデオカメラ									0
4	ビデオテープレコーダー						3	1		4
4	ビデオプロジェクション									0
4	プロジェクタ								21	21
4	BDレコーダー/プレーヤー									0
4	BS/CSアンテナ									0
4	CS専用アンテナ									0
4	CSデジタルチューナー							3		3
4	DVD-ビデオ	2								2
4	HDDプレーヤー									0
5	アンプ									0
5	カーコーナー									0
5	カーコーナー									0
5	スピーカーシステム		1						2	3
5	デジタルオーディオプレーヤー									0
5	CDプレーヤー									0
5	ICレコーダー									0
5	MDプレーヤー									0
6	デスクトップPC	2								2
6	ノートPC		8							8
8	フォトプリント									0
8	プリンタ	1						1	2	4
9	モニター	6								6
11	家庭用ミシン							1		1
12	その他電動工具									0
12	電気ドリル									0
12	電気のこぎり									0
17	換気扇									0
17	クッキングヒーター									0
17	食器洗い乾燥機									0
17	炊飯器						2	1	12	15
17	電子レンジ							1	1	2
17	トースター									0
17	ホットプレート									0
17	ミキサー							1		1
18	電気温水器							1		1
18	除湿機							1	1	2
18	扇風機						2	2	3	7
19	電気アイロン									0
19	電気掃除機							1	1	2
20	電気暖房機器							1	2	3
25	電気照明器具								1	4
28	携帯型ゲーム機									0
28	据置型ゲーム機								1	1
29	家庭用生ごみ処理機									0
29	プラグ・ジャック									0
29	ACアダプタ	17	7	12						36
29	ケーブル		多數							多數
29	テンキー									0
29	スキャナー									0

## 12月度回収結果

単位：個

政令No.	品目	市役所	つがる出張所	柏分庁舎	稲垣出張所	車力出張所	木造・稻垣処分場	森田処分場	車力処分場	合計	
1	ルーター	1								1	
2	カーナビゲーションシステム									0	
2	携帯電話	3							3	6	
2	ETCユニット									0	
2	PHS									0	
2	VICSユニット									0	
2	CB無線									0	
3	カーラジオ								2	2	
4	カーディスク									0	
4	カーラーテレビ					1				1	
4	カーチューナー									0	
4	ケーブルテレビ用STB									0	
4	地上デジタルチューナー									0	
4	デジタルカメラ	1								1	
4	ビデオカメラ									0	
4	ビデオテープレコーダー							3	2	5	
4	ビデオプロジェクション									0	
4	プロジェクタ									0	
4	BDレコーダー/プレーヤー									0	
4	BS/CSアンテナ									0	
4	CS専用アンテナ									0	
4	CSデジタルチューナー								3	3	
4	DVD-ビデオ	1						1	2	4	
4	HDDプレーヤー									0	
5	アンプ								4	4	
5	カーディスク									0	
5	カーメモリ									0	
5	カーランプ									0	
5	カーステレオ								3	3	
5	カースピーカー									0	
5	スピーカーシステム							3	1	4	
5	デジタルオーディオプレーヤー	1						2		3	
5	CDプレーヤー							1	1	1	
5	ICレコーダー									0	
5	MDプレーヤー									1	
6	デスクトップPC	5							1	2	8
6	ノートPC	3			1					1	5
8	フォトプリンタ										0
8	プリンタ	5								10	15
9	モニター	1									1
11	家庭用ミシン								1		1
12	その他電動工具										0
12	電気ドリル			1							1
12	電気のこぎり										0
17	換気扇									1	1
17	クッキングヒーター							1			1
17	食器洗い乾燥機										0
17	炊飯器									9	9
17	電子レンジ									11	11
17	トースター										0
17	ホットプレート									1	1
17	ミキサー										0
18	電気温水器										0
18	除湿機										0
18	扇風機									19	19
19	電気アイロン										0
19	電気掃除機						1	1	10		12
20	電気暖房機器								2		2
25	電気照明器具							1	3	13	17
28	携帯型ゲーム機										0
28	据置型ゲーム機										0
29	家庭用生ごみ処理機										0
29	プラグ・ジャック										0
29	ACアダプタ	多數	多數						多數	多數	
29	ケーブル										
29	テンキー										0
29	スキャナー										0

## 1月度回収結果

単位：個

政令No.	品目	市役所	つがる出張所	柏分庁舎	稲垣出張所	車力出張所	木造・稻垣処分場	森田処分場	車力処分場	合計
1	ルーター									0
2	カーナビゲーションシステム									0
2	携帯電話									0
2	ETCユニット									0
2	PHS									0
2	VICSユニット									0
2	CB無線									0
3	カーラジオ									0
4	カーダVD									0
4	カーラーテレビ									0
4	カーチューナー									0
4	ケーブルテレビ用STB									0
4	地上デジタルチューナー									0
4	デジタルカメラ	3								3
4	ビデオカメラ									0
4	ビデオテープレコーダー						2			2
4	ビデオプロジェクション									0
4	プロジェクタ									0
4	BDレコーダー/プレーヤー									0
4	BS/CSアンテナ									0
4	CS専用アンテナ									0
4	CSデジタルチューナー							3		3
4	DVD-ビデオ							2		2
4	HDDプレーヤー									0
5	アンプ									0
5	カーディオプレーヤー									0
5	カーメディア									0
5	カーランプ									0
5	カーステレオ							2		2
5	カースピーカー									0
5	スピーカーシステム							2		2
5	デジタルオーディオプレーヤー									0
5	CDプレーヤー	1								1
5	ICレコーダー									0
5	MDプレーヤー									0
6	デスクトップPC						1			1
6	ノートPC	2								2
8	フォトプリンタ		5							5
8	プリンタ							2		2
9	モニター									0
11	家庭用ミシン									0
12	その他電動工具									0
12	電気ドリル									0
12	電気のこぎり									0
17	換気扇									0
17	クッキングヒーター									0
17	食器洗い乾燥機									0
17	炊飯器							3	2	5
17	電子レンジ							1	1	2
17	トースター									0
17	ホットプレート									0
17	ミキサー									0
18	電気温水器							1		1
18	除湿機									0
18	扇風機								3	3
19	電気アイロン	1								1
19	電気掃除機									0
20	電気暖房機器									0
25	電気照明器具									0
28	携帯型ゲーム機									0
28	据置型ゲーム機									0
29	家庭用生ごみ処理機									0
29	プラグ・ジャック									0
29	ACアダプタ	5								多數
29	ケーブル									多數
29	テンキー									0
29	スキャナー									0

## 2. 五戸町

## 使用済小型電子機器等リサイクル実証試験調査表・(五戸町)

搬入日※ 平成 26年 12月9日

## 対 象 ■ボックス回収分

番号	特定	分類	個数(個)	重量(kg)
1	△	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具 うち電話機及びファクシミリ(=特定対象品目)	10 10	12.30 12.30
2	○	携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具	28	3.40
3	○	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第2号に掲げるテレビジョン受信機を除く)	4	0.95
4	○	デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDレコーダーその他の映像用機械器具	10	10.65
5	○	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	6	2.95
6	○	パーソナルコンピュータ	0	0.00
7	○	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置	0	0.00
8	-	プリンターその他の印刷装置	0	0.00
9	-	ディスプレイその他の表示装置	0	0.00
10	○	電子書籍端末	1	0.35
11	-	電動ミシン	0	0.00
12	-	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	0	0.00
13	△	電子卓上計算機その他の事務用電気機械器具 うち電卓及び電子辞書(=特定対象品目)	11 11	1.15 1.15
14	△	ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具 うち電子血圧計及び電子体温計(=特定対象品目)	3 3	1.30 1.30
15	-	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具	0	0.00
16	○	フィルムカメラ	4	2.30
17	-	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第3号に掲げる電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く)	0	0.00
18	-	扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第1号に掲げるユニット形エアコンディショナーを除く) うち冷媒除湿機	0 0	0.00 0.00

19	-	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第4号に掲げる電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く)	0	0.00
20	-	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具(ファンヒーター含)	0	0.00
21	○	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具	20	4.60
22	-	電気マッサージ器	1	0.40
23	-	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具	0	0.00
24	-	電気芝刈り機その他の運動用電気機械器具	0	0.00
25	△	蛍光灯器具その他の電気照明器具 うち懐中電灯(=特定対象品目)	3 2	0.75 0.25
26	○	電子時計及び電気時計	6	0.60
27	-	電子楽器及び電気楽器	0	0.00
28	○	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具	2	1.15
	○	これらの付属品(リモコン、ACアダプタ、ケーブル、プラグ・ジャック、充電器等)	多數	13.90
29		その他	0	0.00
		合 計	109個	56.75

※搬入日とは、五戸町で一時保管されていた小型家電が中間処理を行う事業者に運ばれた日を指す。

【説明】

1. “特定”の欄中、「○」印は分類ごと特定対象品目、「△」印は一部が特定対象品目、「-」印は分類ごと特定対象品目になっていない制度対象品目を指す。
2. 一部が特定対象品目の分類については、特定対象品目分の“うち数”も記入する。
3. 18番については、フロン回収が必要な除湿機の“うち数”も記入する。

**使用済小型電子機器等リサイクル実証試験調査表・(五戸町)**

搬入日※ 平成 27年 2月3日

対象 ■ボックス回収分

番号	特定	分類	個数(個)	重量(kg)
1	△	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	0	0.00
		うち電話機及びファクシミリ(=特定対象品目)	0	0.00
2	○	携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具	2	0.50
3	○	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第2号に掲げるテレビジョン受信機を除く)	0	0.00
4	○	デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDレコーダーその他の映像用機械器具	2	3.20
5	○	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	3	0.90
6	○	パーソナルコンピュータ	0	0.00
7	○	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置	0	0.00
8	-	プリンターその他の印刷装置	0	0.00
9	-	ディスプレイその他の表示装置	0	0.00
10	○	電子書籍端末	0	0.00
11	-	電動ミシン	0	0.00
12	-	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	0	0.00
13	△	電子卓上計算機その他の事務用電気機械器具	1	0.10
		うち電卓及び電子辞書(=特定対象品目)	1	0.10
14	△	ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	2	0.35
		うち電子血圧計及び電子体温計(=特定対象品目)	2	0.35
15	-	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具	0	0.00
16	○	フィルムカメラ	1	0.35
17	-	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第3号に掲げる電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く)	0	0.00
18	-	扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第1号に掲げるユニット形エアコンディショナーを除く)	0	0.00
		うち冷媒除湿機	0	0.00

19	-	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第4号に掲げる電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く)	0	0.00
20	-	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具(ファンヒーター含)	0	0.00
21	○	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具	7	1.55
22	-	電気マッサージ器	0	0.00
23	-	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具	0	0.00
24	-	電気芝刈り機その他の運動用電気機械器具	0	0.00
25	△	蛍光灯器具その他の電気照明器具 うち懐中電灯(=特定対象品目)	0 0	0.00 0.00
26	○	電子時計及び電気時計	1	0.10
27	-	電子楽器及び電気楽器	0	0.00
28	○	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具	2	0.40
	○	これらの付属品(リモコン、ACアダプタ、ケーブル、プラグ・ジャック、充電器等)	多数	1.25
29		その他	0	0.00
		合 計	21個	8.70

※搬入日とは、五戸町で一時保管されていた小型家電が中間処理を行う事業者に運ばれた日を指す。

【説明】

1. “特定”の欄中、「○」印は分類ごと特定対象品目、「△」印は一部が特定対象品目、「-」印は分類ごと特定対象品目になっていない制度対象品目を指す。
2. 一部が特定対象品目の分類については、特定対象品目分の“うち数”も記入する。
3. 18番については、フロン回収が必要な除湿機の“うち数”も記入する。

### 3. 六戸町

#### 使用済小型家電分類記録表(六戸町)

収回期間:H26年9月1日～H26年9月30日(計数実施日:H26年10月1日)

法令 品目No.	分類	品目	貯蔵	農協	備考
1	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	固定電話機(親機、子機)	1	4	
1		ファクシミリ			
1		ルーター			
1		モデム			
1		ハブ			
1		スプリッター			
2	携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具	携帯電話端末	23		
2		PHS端末			
2		タブレット型情報通信端末			
2		カーナビ			
2		ETC車載器			
2		VICSユニット			
2		ワイヤレス通信機器			
2		トランシーバー			
3	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機	ラジオ	1		
3		カーラジオ			
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDレコーダーその他の映像用機械器具	デジタルカメラ	5		
4		小型液晶テレビ			
4		カーカラーテレビ			
4		ビデオカメラ			
4		携帯型DVD/BDプレーヤー			
4		DVD/ビデオデッキ			
4		HDDレコーダー			
4		チューナー			
4		カーチューナー			
4		カーディスク			
5	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	ICプレーヤー/レコーダー			
5		デジタルオーディオプレーヤー(フラッシュメモリ型)			
5		デジタルオーディオプレーヤー(ハードディスク型)			
5		CD/MD/カセットプレーヤー			
5		ヘッドホン/イヤホン	有	無	
5		ラジカセ	1	1	
5		LDプレーヤー			
5		カーステレオ			
5		カーディスク			
5		カーブラック			
7	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置	USBメモリ			
7		SDカード			
7		メモリースティック			
7		PCカード			
7		コンパクトフラッシュ			
7		ハードディスク(外付型/内蔵型)			
7		FD/CD/MO/DVDドライブ(外付型/内蔵型)			
10	電子書籍端末	電子ブックリーダー			
12	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	電気ドリル	1		
12		インパクトドライバー			
13	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	電子辞書			
13		電子手帳			
13		電卓		1	
14	ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	電子秤			
14		体重計			
14		体脂肪計	1		
14		血圧計			
14		歩数計			
16	フィルムカメラ	フィルムカメラ			
22	電気マッサージ器	電気マッサージ器	1		
28	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具	据置型ゲーム機(ただしファミコンを除く)	1	2	
28		携帯型ゲーム機	4	2	
28		据置型ゲーム機(ファミコン)			
28		ゲームコントローラー		6	
29	その他	電子基板	無	無	
29		各種ケーブル	有	有	
29		アダプター	無	無	
29		充電器	無	無	
29		タップ	有	有	
29		コネクター	無	無	
29		コンセント	有	有	
29		機器に付隨のコード類	有	有	
29		カーデリーダー			
29		テスター			
29		バーコードリーダー			
29		各種リモコン	有	無	
30		上記以外の小型家電	有	有	
31		小型家電以外のもの(缶・ごみ等)	無	無	
		合計	39	16	

使用済小型家電分類記録表(大戸町)

回収期間:H26年10月1日～H26年10月31日(計数実施日:H26年11月4日)

法令 品目No.	分類	品目	庁舎	農協	備考
1	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	固定電話機(親機、子機)		2	
1		ファクシミリ			
1		ルーター			
1		モテム			
1		ハブ			
1		スプリッター			
2	携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具	携帯電話端末		4	
2		PHS端末			
2		タブレット型情報通信端末			
2		カーナビ			
2		ETC車載器			
2		VICSユニット			
2		ワイヤレス通信機器			
2		トランシーバー			
3	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機	ラジオ			
3		カーラジオ			
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDレコーダーその他の映像用機械器具	デジタルカメラ			
4		小型液晶テレビ			
4		カーカラーテレビ			
4		ビデオカメラ			
4		携帯型DVD/BDプレーヤー			
4		DVD/ビデオデッキ			
4		HDDレコーダー			
4		チューナー			
4		カーチューナー			
4		カーディスク			
5	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	ICプレーヤー/レコーダー			
5		デジタルオーディオプレーヤー(フラッシュメモリ型)			
5		デジタルオーディオプレーヤー(ハードディスク型)			
5		CD/MD/カセットプレーヤー			
5		ヘッドホン/イヤホン	無	無	
5		ラジカセ		1	
5		LDプレーヤー			
5		カーステレオ			
5		カーアンプ			
7	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置	USBメモリ			
7		SDカード			
7		メモリースティック			
7		PCカード			
7		コンパクトフラッシュ			
7		ハードディスク(外付型/内蔵型)		1	
7		FD/CD/MO/DVDドライブ(外付型/内蔵型)		1	
10	電子書籍端末	電子ブックリーダー			
12	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	電気ドリル			
12		インパクトドライバー		4	
13	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	電子辞書		1	
13		電子手帳			
13		電卓			
14	ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	電子秤			
14		体重計			
14		体脂肪計			
14		血圧計			
14		歩数計			
16	フィルムカメラ	フィルムカメラ		3	
22	電気マッサージ器	電気マッサージ器			
28	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具	据置型ゲーム機(ただしファミコンを除く)			
28		携帯型ゲーム機			
28		据置型ゲーム機(ファミコン)			
28		ゲームコントローラー			
29	その他	電子基板	無	無	
29		各種ケーブル	有	無	
29		アダプター	有	無	
29		充電器	有	有	
29		タップ	無	無	
29		コネクター	無	無	
29		コンセント	有	無	
29		機器に付隨のコード類	有	有	
29		カーボリーダー			
29		テスター			
29		バーコードリーダー			
29		各種リモコン	無	無	
30		上記以外の小型家電	有	無	
31		小型家電以外のもの(缶・ごみ等)	無	無	
		合計	16	2	

使用済小型家電分類記録表(六戸町)

回収期間:H26年11月1日～H26年11月30日(計数実施日:H26年12月3日)

法令品目No.	分類	品目	庁舎	農協	備考
1	電話機、ファクシミリ装置その他の線通信機械器具	固定電話機(親機、子機)	3		親機1、子機2
1		ファクシミリ			
1		ルーター			
1		モデル			
1		ハブ			
1		スプリッタ			
2	携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具	携帯電話端末	3		
2		PHS端末			
2		タブレット型情報通信端末			
2		カーナビ			
2		ETC車載器			
2		VICSユニット			
2		ワイヤレス通信機器			
2		トランシーバー			
3	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機	ラジオ			
3		カーラジオ			
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDレコーダーその他の映像用機械器具	デジタルカメラ	3		
4		小型液晶テレビ			
4		カーカラーテレビ			
4		ビデオカメラ			
4		携帯型DVD/BDプレーヤー	1		
4		DVD/ビデオデッキ			
4		HDDレコーダー			
4		チューナー			
4		カーチューナー			
4		カーディスク			
5	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	IOプレーヤー/レコーダー			
5		デジタルオーディオプレーヤー(フラッシュメモリ型)			
5		デジタルオーディオプレーヤー(ハードディスク型)			
5		CD/MD/カセットプレーヤー			
5		ヘッドホン/イヤホン	無	無	
5		ラジカセ			
5		LDプレーヤー			
5		カーステレオ			
5		カーディスク			
5		カーディスク			
7	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置	USBメモリ			
7		SDカード	2	XDカード1、スマートメディア1	
7		メモリースティック			
7		PCカード			
7		コンパクトフラッシュ			
7		ハードディスク(外付型/内蔵型)			
7		FD/CD/MO/DVDドライブ(外付型/内蔵型)			
10	電子書籍端末	電子ブックリーダー			
12	電気グライダー、電気ドリルその他の電動工具	電気ドリル			
12		インパクトドライバー			
13	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	電子辞書			
13		電子手帳			
13		電卓			
14	ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	電子秤			
14		体重計			
14		体脂肪計			
14		血圧計			
14		歩数計			
16	フィルムカメラ	フィルムカメラ			
22	電気マッサージ器	電気マッサージ器			
28	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具	据置型ゲーム機(ただしファミコンを除く)			
28		携帯型ゲーム機	1		
28		据置型ゲーム機(ファミコン)			
28		ゲームコントローラ			
29	その他	電子基板	無	無	
29		各種ケーブル	有	無	1個
29		アダプター	無	無	
29		充電器	有	無	4個
29		タップ	無	無	
29		コネクター	無	無	
29		コンセント	無	無	
29		機器に付随のコード類	有	無	本体から切り離した
29		カードリーダー			
29		テスター			
29		バーコードリーダー			
29		各種リモコン	有	無	1個
30		上記以外の小型家電	有	無	多機能ライト1個、電気ひげそり1個、ヘアアイロン1個
31		小型家電以外のもの(缶・ごみ等)	無	無	
		合計	8	5	

使用済小型家電分類記録表(六戸町)

回収期間:H26年12月1日～H26年12月31日(計数実施日:H27年1月9日)

法令 品目No.	分類	品目	廃 含	農 協	備考
1	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	固定電話機(親機、子機)	3		親機1、子機2
1		ファクシミリ			
1		ルーター			
1		モデム			
1		ハブ			
1		スプリッター			
2	携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具	携帯電話端末	3		
2		PHS端末			
2		タブレット型情報通信端末			
2		カーナビ			
2		ETO車載器			
2		VICSユニット			
2		ワイヤレス通信機器			
2		トランシーバー			
3	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機	ラジオ			
3		カーラジオ			
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDレコーダーその他の映像用機械器具	デジタルカメラ			
4		小型液晶テレビ			
4		カーカラーテレビ			
4		ビデオカメラ			
4		携帯型DVD/BDプレーヤー			
4		DVD/ビデオデッキ			
4		HDDレコーダー			
4		チューナー			
4		カーチューナー			
4		カーディスク			
5	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	ICプレーヤー/レコーダー			
5		デジタルオーディオプレーヤー(フラッシュメモリ型)			
5		デジタルオーディオプレーヤー(ハードディスク型)			
5		CD/MD/カセットプレーヤー	1		
5		ヘッドホン/イヤホン	有	無	1個
5		ラジカセ			
5		LDプレーヤー			
5		カーステレオ			
5		カーコード/MDプレーヤー			
5		カーアンプ			
7	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置	USBメモリ			
7		SDカード			
7		メモリースティック			
7		PCカード			
7		コンパクトフラッシュ			
7		ハードディスク(外付型/内蔵型)			
7		FD/CD/MO/DVDドライブ(外付型/内蔵型)			
10	電子書籍端末	電子ブックリーダー			
12	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	電気ドリル			
12		インパクトドライバー			
13	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	電子辞書	3		
13		電子手帳			
13		電卓			
14	ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	電子秤			
14		体重計			
14		体脂肪計			
14		血圧計			
14		歩数計			
16	フィルムカメラ	フィルムカメラ			
22	電気マッサージ器	電気マッサージ器			
28	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具	据置型ゲーム機(ただしファミコンを除く)			
28		携帯型ゲーム機			
28		据置型ゲーム機(ファミコン)			
28		ゲームコントローラー			
29	その他	電子基板	無	無	
29		各種ケーブル	有	無	1個
29		アダプター	有	無	3個
29		充電器	有	無	3個
29		タップ	無	無	
29		コネクター	無	無	
29		コンセント	無	無	
29		機器に付随のコード類	有	無	本体から切り離した
29		コードリーダー			
29		テスター			
29		バーコードリーダー			
29		各種リモコン	無	無	
30		上記以外の小型家電	無	無	
31		小型家電以外のもの(缶・ごみ等)	無	無	
		合計	10	0	

使用済小型家電分類記録表(大戸町)

回収期間:H27年1月1日～H27年1月31日(計数実施日:H27年2月2日)

法令 品目No.	分類	品目	庁舎	農協	備考
1	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	固定電話機(親機、子機)	3		親機1、子機2
1		ファクシミリ			
1		ルーター			
1		モデム			
1		ハブ			
1		スプリッター			
2	携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具	携帯電話端末	1		
2		PHS端末			
2		タブレット型情報通信端末			
2		カーナビ			
2		ETC車載器			
2		VICSユニット			
2		ワイヤレス通信機器	2		
2		トランシーバー			
3	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機	ラジオ			
3		カーラジオ			
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDレコーダーその他の映像用機械器具	デジタルカメラ			
4		小型液晶テレビ			
4		カーカラーテレビ			
4		ビデオカメラ	2		
4		携帯型DVD/BDプレーヤー			
4		DVD/ビデオデッキ			
4		HDDレコーダー			
4		チューナー			
4		カーチューナー			
4		カーディスク			
5	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	ICプレーヤー/レコーダー			
5		デジタルオーディオプレーヤー(フラッシュメモリ型)			
5		デジタルオーディオプレーヤー(ハードディスク型)			
5		CD/MD/カセットプレーヤー	1		
5		ヘッドホン/イヤホン	有	無	1個
5		ラジカセ			
5		LDプレーヤー			
5		カーステレオ			
5		カーコードレス電話機			
5		カーアンプ			
7	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置	USBメモリ			
7		SDカード			
7		メモリースティック			
7		PCカード			
7		コンパクトフラッシュ			
7		ハードディスク(外付型/内蔵型)			
7		FD/CD/MO/DVDドライブ(外付型/内蔵型)			
10	電子書籍端末	電子ブックリーダー			
12	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	電気ドリル			
12		インパクトドライバー			
13	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	電子辞書			
13		電子手帳			
13		電卓			
14	ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	電子秤			
14		体重計			
14		体脂肪計			
14		血圧計			
14		歩数計			
16	フィルムカメラ	フィルムカメラ			
22	電気マッサージ器	電気マッサージ器			
28	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具	据置型ゲーム機(ただしファミコンを除く)			
28		携帯型ゲーム機			
28		据置型ゲーム機(ファミコン)			
28		ゲームコントローラー			
29	その他	電子基板	無	無	
29		各種ケーブル	有	無	
29		アダプター	有	無	
29		充電器	有	無	4個+車用2個
29		タップ	無	無	
29		コネクター	無	無	
29		コンセント	有	無	
29		機器に付隨のコード類	有	無	本体から切り離した
29		カードリーダー			
29		テスター			
29		バーコードリーダー			
29		各種リモコン	有	無	2個
30		上記以外の小型家電	有	無	ヘアードライヤー1個、小型掃除機1個
31		小型家電以外のもの(缶・ごみ等)	無	無	
		合計	9	0	

## 4. 新郷村

## 使用済小型電子機器等リサイクル実証試験調査表・(新郷村)

搬入日※ 平成 26年 12月9日

## 対象 ■ボックス回収分

番号	特定	分類	個数(個)	重量(kg)
1	△	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具 うち電話機及びファクシミリ(=特定対象品目)	0 0	0.00 0.00
2	○	携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具	2	0.20
3	○	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第2号に掲げるテレビジョン受信機を除く)	1	0.05
4	○	デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDレコーダーその他の映像用機械器具	7	2.65
5	○	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	3	0.35
6	○	パーソナルコンピュータ	0	0.00
7	○	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置	1	1.00
8	-	プリンターその他の印刷装置	0	0.00
9	-	ディスプレイその他の表示装置	0	0.00
10	○	電子書籍端末	0	0.00
11	-	電動ミシン	0	0.00
12	-	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	0	0.00
13	△	電子卓上計算機その他の事務用電気機械器具 うち電卓及び電子辞書(=特定対象品目)	1 1	0.20 0.20
14	△	ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具 うち電子血圧計及び電子体温計(=特定対象品目)	0 0	0.00 0.00
15	-	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具	0	0.00
16	○	フィルムカメラ	0	0.00
17	-	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第3号に掲げる電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く)	0	0.00
18	-	扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第1号に掲げるユニット形エアコンディショナーを除く) うち冷媒除湿機	0	0.00

19	-	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第4号に掲げる電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く)	0	0.00
20	-	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具(ファンヒーター含)	0	0.00
21	○	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具	14	2.15
22	-	電気マッサージ器	0	0.00
23	-	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具	0	0.00
24	-	電気芝刈り機その他の運動用電気機械器具	0	0.00
25	△	蛍光灯器具その他の電気照明器具 うち懐中電灯(=特定対象品目)	1 1	0.10 0.10
26	○	電子時計及び電気時計	1	0.05
27	-	電子楽器及び電気楽器	0	0.00
28	○	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具	1	0.25
	○	これらの付属品(リモコン、ACアダプタ、ケーブル、プラグ・ジャック、充電器等)	多数	5.05
29		その他	0	0.00
		合 計	32個	12.05

※搬入日とは、新郷村で一時保管されていた小型家電が中間処理を行う事業者に運ばれた日を指す。

【説明】

1. “特定”の欄中、「○」印は分類ごと特定対象品目、「△」印は一部が特定対象品目、「-」印は分類ごと特定対象品目になっていない制度対象品目を指す。
2. 一部が特定対象品目の分類については、特定対象品目自分の“うち数”も記入する。
3. 18番については、フロン回収が必要な除湿機の“うち数”も記入する。

使用済小型電子機器等リサイクル実証試験調査表・(新郷村)

搬入日※ 平成 26年 2月3日

対象 ■ボックス回収分

番号	特定	分類	個数(個)	重量(kg)
1	△	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具 うち電話機及びファクシミリ(=特定対象品目)	0 0	0.00 0.00
2	○	携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具	5	0.45
3	○	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第2号に掲げるテレビジョン受信機を除く)	1	5.60
4	○	デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDレコーダーその他の映像用機械器具	19	125.10
5	○	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	19	140.85
6	○	パソコン用コンピュータ	0	0.00
7	○	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置	0	0.00
8	-	プリンターその他の印刷装置	0	0.00
9	-	ディスプレイその他の表示装置	0	0.00
10	○	電子書籍端末	0	0.00
11	-	電動ミシン	0	0.00
12	-	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	0	0.00
13	△	電子卓上計算機その他の事務用電気機械器具 うち電卓及び電子辞書(=特定対象品目)	0 0	0.00 0.00
14	△	ヘルスマーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具 うち電子血圧計及び電子体温計(=特定対象品目)	0 0	0.00 0.00
15	-	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具	0	0.00
16	○	フィルムカメラ	0	0.00
17	-	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第3号に掲げる電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く)	0	0.00
18	-	扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第1号に掲げるユニット形エアコンディショナーを除く) うち冷媒除湿機	0	0.00

19	-	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第4号に掲げる電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く)	0	0.00
20	-	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具(ファンヒーター含)	0	0.00
21	○	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具	0	0.00
22	-	電気マッサージ器	0	0.00
23	-	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具	0	0.00
24	-	電気芝刈り機その他の運動用電気機械器具	0	0.00
25	△	蛍光灯器具その他の電気照明器具 うち懐中電灯(=特定対象品目)	0 0	0.00 0.00
26	○	電子時計及び電気時計	0	0.00
27	-	電子楽器及び電気楽器	0	0.00
28	○	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具	0	0.00
	○	これらの付属品(リモコン、ACアダプタ、ケーブル、プラグ・ジャック、充電器等)	0	0.00
29		その他	0	0.00
		合 計	44個	272.00

※搬入日とは、新郷村で一時保管されていた小型家電が中間処理を行う事業者に運ばれた日を指す。

【説明】

1. “特定”の欄中、「○」印は分類ごと特定対象品目、「△」印は一部が特定対象品目、「-」印は分類ごと特定対象品目になっていない制度対象品目を指す。
2. 一部が特定対象品目の分類については、特定対象品目自分の“うち数”も記入する。
3. 18番については、フロン回収が必要な除湿機の“うち数”も記入する。